

早川町地域防災計画 (資料編)

目次

I. 防災関連条例	1
1. 早川町防災会議条例（昭和 37(1962)年 9 月 27 日条例第 69 号）	1
2. 早川町災害対策本部条例（昭和 37(1962)年 9 月 29 日条例第 70 号）	5
3. 早川町地震災害警戒本部条例（昭和 54(1979)年 9 月 19 日条例第 24 号）	11
4. 災害発生時の初動体制職員取扱要領	14
5. 早川町水防協議会条例（昭和 35(1960)年 9 月 5 日条例第 63 号）	15
II. 防災関連法令	17
1. 災害対策基本法（抜粋）	17
2. 大規模地震対策特別措置法（抜粋）	19
3. 消防法（抜粋）	20
4. 災害救助法（抜粋）	21
5. 警察法（抜粋）	22
6. 自衛隊法（抜粋）	23
III. その他	25
1. 関係機関連絡先	25
2. 災害用衛星携帯電話の設置施設一覧	28
3. 山梨県消防防災ヘリコプター応援協定	29
4. 医療救援関係資料	31
5. 林野火災空中消火業務実施要綱	34
6. 避難場所一覧	37
7. 除雪計画路線一覧	39
1. 地すべり危険箇所一覧表（国土交通省所管）	41
2. 急傾斜地危険区域一覧表	41
3. 土石流危険渓流一覧表	44
4. 山地災害危険地一覧表	45
5. 雪崩危険箇所表	52
6. 重要水防区域一覧表	55
7. 土砂災害警戒区域、特別警戒区域一覧表	56
V. 様式他	61
1. 山梨県水道災害危機管理マニュアル（様式）	61
2. 被災建築物 応急危険度判定フロー	64
3. 被災宅地判定フロー	65
4. 下湯島地区地区防災計画	66

I. 防災関連条例

1. 早川町防災会議条例（昭和 37(1962)年 9 月 27 日条例第 69 号）

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36(1961)法律第 223 号）第 16 条第 5 項の規定に基づき、早川町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 早川町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 早川町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は町長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもってあてる。
 - (1) 早川町長が指定する関係地方行政機関の職員のうちから当該関係地方行政機関の長が指名する者。
 - (2) 早川町の区域を管轄する警察署の警察署長又はその指名する職員。
 - (3) 早川町長がその部内の職員のうちから指名する者。
 - (4) 早川町の教育委員会の委員長。
 - (5) 早川町の消防団長。
 - (6) 早川町長が指定する関係公共機関及び関係地方公共機関の職員のうちから早川町長が任命する者。
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 6 号の委員の定数は、それぞれ 1 人、1 人、7 人及び 2 人とする。
- 7 第 5 項第(6)号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員・早川町の職員・関係公共機関の職員・関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に図って定める。

附則

この条例は、昭和37(1962)年10月1日から施行する。

(1) 早川町防災会議運営要領（昭和 44(1969)年 4 月 1 日）

(趣旨)

第 1 条 この要領は、早川町防災会議条例（昭和 37(1962)年早川町条例第 69 号）第 6 条の規定に基づき、早川町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務代理)

第 2 条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 防災会議の会議は必要に応じて開くものとする。

2 防災会議の会議は会長が招集する。

3 議長には、会長があたる。

(議決)

第 4 条 防災会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任)

第 5 条 防災会議は、その所掌に属する事務の一部を会長に委任することができる。

2 会長は委任を受けた事務を処理したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(幹事会)

第 6 条 防災会議に幹事会をおく。

2 幹事会は、幹事をもって構成する。

3 幹事会は、事務局長が招集する。

(事務局)

第 7 条 防災会議の事務を処理するため、事務局を早川町役場総務課におく。

2 事務局に局長及び局員をおく。

3 局長は総務課長をもってあてる。

4 局員は早川町役場職員のうちから会長が任命する。

(会議録)

第 8 条 事務局長は、次に掲げる事項について、会議録を作成する。

一 会議の日時及び場所

二 出席者の氏名

三 会議に付した案件

四 会議の経過

五 議決事項

六 その他参考事項

(2) 早川町防災会議運営要領第5条の規定により会長に委任する事務について

災害対策基本法、同施行令及び早川町防災会議条例に基づく早川町防災会議の所掌事務のうち、次の事務については早川町防災会議運営要領第5条の規定により会長に委任する。

- 1 早川町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- 2 関係地方行政機関の長その他の執行機関及び関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。

(3) 早川町防災会議委員名簿

役職	所属	職名
会 長	早川町	町 長
委 員	国土交通省富士川砂防事務所	所 長
委 員	甲府地方気象台	台 長
委 員	峡南地域県民センター	所 長
委 員	南部警察署	署 長
委 員	早川町教育委員会	教育長
委 員	峡南広域行政組合消防本部	消防長
委 員	早川町	副町長
委 員	早川町総務課	課 長
委 員	早川町振興課	課 長
委 員	早川町町民課	課 長
委 員	早川町福祉保健課	課 長
委 員	東日本電信電話株式会社 山梨支店	支店長
委 員	東京電力パワーグリッド株式会社 櫛形事務所	次 長
委 員	早川町議会	議 長
委 員	早川町消防団	団 長
委 員	早川町商工会	会 長
委 員	早川町区長会	会 長

2. 早川町災害対策本部条例（昭和 37(1962)年 9 月 29 日条例第 70 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36(1961)年法律第 223 号）第 23 条第 6 項の規定に基づき、早川町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（雑則）

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附則

この条例は、昭和 37(1962)年 10 月 10 日から施行する。

I.
防災関連条例

II.
防災関連法令

III.
その他

IV.
災害危険箇所

V.
様式他

(1) 早川町災害対策本部活動要領（昭和 44(1969)年 4 月 1 日）

(趣旨)

第 1 条 この要領は、早川町災害対策本部条例（昭和 37 年早川町条例第 70 号）第 4 条の規定に基づき、早川町災害対策本部（以下「本部」という。）の活動等に関する事項を定めるものとする。

(活動の開始及び終了の時期)

第 2 条 本部長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあると認めるときは、本部の活動を開始するものとする。

2 本部は、災害の危険が解消したと認められる場合、又は災害に対する応急措置がおおむね完了したと認められるときに活動を終了する。

(副本部長)

第 3 条 副本部長は、教育長をもってあてる。

(本部員)

第 4 条 本部員は、各課の課長、教育課長をもってあてる。

(部・班及びその分掌事務)

第 5 条 本部に、部及び班を置き、その名称及びに分掌事務は、次のとおりとし、部長及び班長は分掌に定める者をもってあてる。

部	担当課	分掌事務
総務部 部長：総務課長 副部長：議会事務局長	総務課	①災害対策本部の運営、各部の総合調整に関すること ②防災会議、防災関係機関・消防団（水防団）等への連絡等に関すること ③水防団及び水防活動に関すること ④職員の動員及び職員の派遣に関すること ⑤避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）の発令及び警戒区域の設定に関すること ⑥防災行政無線等の受信及び伝達に関すること ⑦防災行政無線又は広報車による災害広報に関すること ⑧自衛隊の災害派遣要請に関すること ⑨国・県、他市町村、関係機関・団体への協力並びに応援要請に関すること ⑩被害状況の収集、集計報告及び記録に関すること（総括的なもの） ⑪被災証明に関すること ⑫報道機関等との連絡調整に関すること ⑬災害対策の予算及び資金に関すること ⑭所管施設の災害対策並びに被害調査に関すること ⑮町有車両の配車並びに民間車両の確保に関すること ⑯自主防災組織（各集落）との連絡調整に関すること ⑰通常の指定避難所の設置、運営に関すること ⑱原子力災害の対応に関すること ⑲雪害対策の対応に関すること ⑳孤立地区の対策に関すること ㉑生活必需品及び非常用食料の確保に関すること ㉒見舞い金品等の受領・保管・配分及び記録に関すること ㉓その他、他の部に属さない事項

部	担当課	分掌事務
	議会事務局	①災害対策本部と議会との連絡調整に関すること ②災害に対する議会活動に関すること
福祉・保健部 部長：福祉保健課長	福祉保健課 保育所	①医療救護所の設置及び医療助産活動に関すること ②医療機関及び日本赤十字社との連絡調整に関すること ③要配慮者の安否確認、支援対策に関すること ④福祉避難所の設置、運営に関すること ⑤被災者の実態調査に関すること ⑥所管施設の災害対策並びに被害調査に関すること ⑦炊き出しに関すること ⑧医薬品・医療用資機材の調達に関すること ⑨災害時の防疫対策及び感染症予防対策に関すること ⑩被災者及び避難所の保健対策及び災害相談に関すること ⑪福祉センターの運営及び介護等に関すること ⑫災害による遺体の処理に関すること ⑬災害救助法の適用申請・事務に関すること ⑭災害活動に協力する各種団体、ボランティアの連絡調整に関すること ⑮園児の安全確保及び保育所の運用に関すること
環境・衛生部 部長：町民課長	町民課	①災害時の飲料水の確保に関すること ②簡易水道施設の災害対策と被害調査に関すること ③災害時のし尿、ゴミ処理対策に関すること ④所管施設の災害対策並びに被害調査に関すること ⑤被災納税者の調査に関すること ⑥災害による町税等の減免、猶予等に関すること ⑦災害による遺体の埋葬に関すること ⑧原子力災害の対応に関すること
建設・振興部 部長：振興課長	振興課	①水位の観測及び危険箇所の警戒・監視に関すること ②公共土木施設の災害対策及び被害調査に関すること ③交通規制及び道路の啓開、障害物の除去に関すること ④災害用資機材の確保及び建設・土木事業者との連絡調整に関すること ⑤建物の応急危険度判定、被災宅地判定に関すること ⑥被災住宅の応急修理に関すること ⑦被災施設の応急復旧工事に復興資材の確保に関すること ⑧応急仮設住宅の建設及び入居者の受付に関すること ⑨農畜産物及び農畜産施設、農地の災害対策及び被害調査に関すること ⑩林産物及び林産施設の災害対策及び被害調査に関すること ⑪商工業の災害対策及び被害調査に関すること ⑫観光施設の災害対策及び被害調査に関すること ⑬所管施設の災害対策並びに被害調査に関すること ⑭観光客等の避難、帰宅支援に関すること ⑮被災農家の災害融資に関すること ⑯被災農家の営農指導に関すること ⑰林業の被害融資に関すること ⑱被災商工業者に対する融資に関すること ⑲り災証明に関すること
経理部 部長：出納室長	出納室	①災害関係経費の支払いに関すること ②義援金の保管に関すること ③初動期における他の部の応援

I. 防災関連条例

II. 防災関連法令

III. その他

IV. 災害危険箇所

V. 様式他

部	担当課	分掌事務
教育部 部長：教育課長 副部長：給食センター所長	教育課	①児童、生徒の避難に関する事 ②所管避難所の設置、運営に関する事 ③学校教育施設の災害対策及び被害調査に関する事 ④社会教育施設の災害対策及び被害調査に関する事 ⑤文化財及び施設の災害対策及び被害調査に関する事 ⑥災害時の応急教育に関する事 ⑦災害時の学校給食に関する事
消防部 部長：消防団長 副部長：副団長	消防団	①被災者の救助及び捜索に関する事 ②住民への災害情報の伝達に関する事 ③消防及び水防に関する事 ④避難誘導・救出に関する事 ⑤被害情報の収集及び報告に関する事 ⑥遺体及び行方不明者の捜索に関する事 ⑦災害の警戒及び防御に関する事 ⑧防犯・秩序維持に関する事 ⑨その他災害活動に関する事

※部長が不在の場合は、当該組織の上位者がその任にあたる。

※担当課の名称は、機構改革により変更する場合があるが、新しい課等が当該事務を継承する。

(部長会議)

第6条 部長会議は、部長をもって構成する。

2 部長会議は、本部長が招集する。

(連絡班長会議)

第7条 本部に各班の連絡調整のため、連絡班長会議を置く。

2 連絡班長会議は、それぞれの部長が1名ずつ指名した班長をもって構成する。

3 連絡班長会議は、事務局長が招集する。

(本部の配備の基準等)

第8条 本部の配備の基準は、別表のとおりとする。

2 各部長は、前項の配備基準により、分掌事務について、あらかじめ配備計画をたて、これを部員に周知徹底するとともに、この編成計画表を本部長に提出するものとする。編成表を修正した場合も同様とする。

(第一配備下の活動)

第9条 第一配備下の活動の要領は、おおむね次のとおりとする。

(1) 連絡班長は、本部室に参集し、相互に情報を交換し、情勢に対応する措置を検討する。

(2) 各班長は、情勢又は連絡に即応して随時所属職員に対し、必要な指示を行う。

(3) 配備につく職員の数人は、状況により各部長いおいて増減する。

(第二配備下の活動)

第10条 第二配備下の活動の要領は、おおむね次のとおりとする。

(1) 本部員は、本部に参集し、情勢に対応する措置を講ずる。

(2) 配備につく職員の数人は、状況により各部長において増減する。

(第三配備発令後の活動)

第11条 第三配備が発令された後は、各部長は災害対策活動に全力を集中するものとする。

(非常参集)

第12条 災害対策に関係ある部及び班の職員は、勤務時間外及び休日において災害が発生し

たとき又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、以後の状況の推移に注意し、所属の部又は班と連絡をとり、必要ある場合は、所定の場所に参集するものとする。

(連絡員)

第 13 条 各部は、連絡員 1 名を第二及び第三配備態勢が発令されたときは、所定の場所に常駐させ、本部との連絡にあたらせるものとする。

(被害報告)

第 14 条 関係する班長は、早川町地域防災計画の被害状況等報告計画に定めるところにより、被害状況等を報告するものとする。

(事務局)

第 15 条 本部の事務を処理するため、事務局を総務局に置く。

2 事務局に局長、次長及び局員を置く。

3 局長は総務課長をもってあてる。

4 次長は、総務課庶務係長をもってあてる。

5 局長は、本部長が任命する。

(その他)

第 16 条 本部長及びその他の職員は、災害活動に従事する場合において、必要があるときは、別に規定のある場合のほかは、腕章を着用し、自動車に標旗を使用するものとする。

別表

配備基準

区分	配備基準	配備内容	配備を要する所属課及び人員等
災害警戒配備体制	<p>第1配備（警戒配備）</p> <p>①次の警報が1以上発令されたとき ・大雨警報 ・洪水警報 ・暴風警報 ・大雪警報</p> <p>②町内又は近隣市町村で震度4の地震を観測したとき、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき</p> <p>③その他必要により町長が配備を指令したとき</p>	<p>情報活動をはじめとする応急対策活動を準備する。 （措置内容） 気象情報の受伝達 行政区域内状況の電話による情報収集 町域の巡視及び警戒 県等関係機関との連絡</p>	<p>各課の課長1名配備とする。また、各所属では、臨機応変に配備人員の増強の措置をとる。</p>
災害対策本部体制	<p>第2配備（特別警戒配備）</p> <p>①水防警報（出動）が発令され、かつ被害が予測されるとき ②特別警報が発令されたとき ③小規模な災害（人災を伴わない）が発生し、避難勧告の発令が必要なとき ④町内又は近隣市町村で震度5弱・5強の地震を観測したとき ⑤その他必要により町長が配備を指令したとき</p>	<p>状態の推移に伴い速やかに災害対策本部に移行できる体制とする。 （措置内容） 気象情報、水位情報の受伝達 町内被害状況調査の実施 避難措置の検討及び実施 警察等関係機関との連絡 施設管理者及び自主防災組織との連絡 被害がある場合は応急対策の実施 県及び関係機関への連絡</p>	<p>全職員の配備</p>
	<p>第3配備（非常配備）</p> <p>①大規模災害が発生し、又は発生が予測されるとき ②震度6弱以上の地震が発生したとき ③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ④災害対策本部を設置又は本部長が指示したとき</p>	<p>組織の総力をあげて情報、水防、輸送、医療、避難、救護等の応急対策活動を行う。 （措置内容） 災害対策本部設置 災害応急対策の実施</p>	

※災害の規模及び特性に応じ、この基準によりがたいと認めたときは、臨機応変に配備体制を整える。

※第1配備前（気象注意報、水防情報（待機）、南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表時等）は、総務課において情報連絡体制を整える。

※災害応急対策の実施にあたり、職員が不足し、他の部の応援を必要とするときは、総務部・本部長へ相互応援の調整を要請する。

3. 早川町地震災害警戒本部条例（昭和 54(1979)年 9 月 19 日条例第 24 号）

(趣旨)

第 1 条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和 53(1978)年法律第 73 号 以下「法」という。） 第 18 条第 4 項の規定により、早川町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は警戒本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから町長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもってあてる。

(1) 山梨県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者

(2) 町の教育委員会の教育課長

(3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者

(4) 町の区域において業務を行う 法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関、又は同条第 8 号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから、町長が任命する者

(5) 町の消防団長

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、町の職員のうちから町長が指名する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について本部員を補佐する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれにあたる。

4 部長に事故があるときは、部に属する本部員のうちから部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は本部長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

I.
防災関連条例

II.
防災関連法令

III.
その他

IV.
災害危険箇所

V.
様式他

(1) 早川町地震災害警戒本部活動要領

(趣旨)

第1条 この要領は、早川町地震災害警戒本部条例（早川町条例第24号）の規定により、早川町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の活動等に関する事項を定めるものとする。

(副本部長)

第2条 副本部長は、教育長をもってあてる。

(本部員)

第3条 早川町地震災害警戒本部条例（以下「警戒本部条例」という）第2条第5項1号に定める機関は、南部警察署長又はその指名する職員のうちから町長が委嘱する者

2 警戒本部条例第2条第5項第3号に定める職員は、早川町の各課長とする。

3 警戒本部条例第2条第5項第4号に定める機関の長、役員又はその指名する職員のうちから町長が任命する者

(部設置)

第4条 警戒副本部長は、必要と認めるときは警戒本部に部（班）を置き、その名称及び部（班）長は、警戒本部員を構成する各団体及び機関の事務分掌に定める者をもってあてる。

2部（班）長会議は、部（班）長をもって構成し副本部長が招集する。

(配備)

第5条 警戒本部の配備については、別表配備基準による。

(情報連絡)

第6条 警戒本部に係る職員は、勤務時間外又は休日等においても警戒宣言の発令等地震情報を常に知り得るよう努めるものとする。

2 警戒本部との連絡体制は警戒本部構成機関の指名する連絡員を設け、所定の場所に常駐させるとともに所属機関との連絡にあたらせるものとする。

(避難状況等の報告)

第7条 大規模地震対策特別措置法第28条に定める避難状況の報告については、早川町地域防災計画の避難状況報告計画に定めるところにより、報告するものとする。

(事務局)

第8条 警戒本部の事務を処理するため警戒本部に事務局を設置する。

(1) 事務局に局長、次長及び局員を置く。

(2) 局長は、主管課長をもってあてる。

(3) 次長は、主管係長をもってあてる。

(4) 局員は、副本部長が指名する。

(その他)

第9条 警戒副本部長及びその他の職員は、地震防災応急活動に従事する場合において必要あるときは、別に規定のあるほか腕章等を着用する。

また、自動車を利用する場合は、緊急標識又は標旗を使用するものとする。

別表

警戒本部の配備基準

区分	配備基準	出動者
第一配備	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき	警戒本部員・本部付職員・早川町消防団正副団長
第二配備	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき	早川町職員全員・早川町消防団員

I.
防災関連条例

II.
防災関連法令

III.
その他

IV.
災害危険箇所

V.
様式他

4. 災害発生時の初動体制職員取扱要領

(初動体制職員の指定)

- 第1条 早川町災害対策本部事務局長（総務課長）は、勤務時間外に発生する大災害に対処し、迅速かつ円滑な災害対策本部の運営を行うため、別に定める職員を初動体制職員に指名し、初動体制の整備を図る。
- 2 初動体制職員は、役場に勤務し、徒歩10分以内で登庁できる地域に在住する職員の中から職名・年齢を考慮して指名する。

(初動体制職員の業務)

- 第2条 初動体制職員は、別に定める大災害が発生した時は、ただちにあらかじめ指定した災害対策本部に登庁し、あらかじめ指定された業務を行う。
- 2 初動体制職員は、総務担当・情報収集担当の業務を行う。
- (1) 総務担当職員は、各課に配置し、災害対策本部との連絡調整に当たる。
- (2) 情報収集担当職員は、総務課に配置し、被害情報収集・報告・災害に関する資料の作成等を行う。
- 3 初動体制職員は、災害対策本部事務局員が業務についてきたときをもって業務はとかれるものとする。

(その他)

- 第3条 初動体制職員の服務については、別に定めるところとする。
- 2 その他、職員の初動体制に関し必要な事項は、事務局長が別途これを定める。

附則

この要領は、平成10(1998)年4月1日から施行する。

【初動体制職員の業務概況】

1 初動体制職員

初動体制職員は、早川町災害対策本部事務局長（総務課長）により指名され、勤務時間外に発生する大規模災害に対処し、迅速かつ円滑な災害対策本部の運営を行う。

- ・災害対策初動体制職員 8人
- ・総務担当職員 4人（各課に配置し、災害対策本部との連絡調整・各課における災害応急対策の実施に当たる。）
- ・情報収集担当職員 4人（総務課に配置し、気象情報の収集・被害状況等の収集・伝達・災害に関する資料の作成・整理・災害に関する一般情報の提供等を行う。）

2 非常参集の基準

- (1) 震度6弱以上の地震発生の場合、又は各種気象情報の警報が発せられたとき。
- (2) 震度6弱以上の地震発生の場合、又は災害が発生したとき、並びに本部長の配備指令があったとき。

5. 早川町水防協議会条例（昭和 35(1960)年 9 月 5 日条例第 63 号）

（趣旨）

第 1 条 水防法（昭和 24(1949)年法律第 193 号）第 34 条第 1 項の規定による早川町水防協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営については、この条例の定めるところによる。

（会長の職務）

第 2 条 会長は、会務を整理し、協議会を代表する。

2 会長は、会議を招集しその議長となる。

3 会長に事故があるときは、会長の指名する委員がその職務を代理する。

（委員の任期）

第 3 条 関係行政機関の職員のうちから命ぜられた委員の任期は、当該職にある期間とし、その他の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 町長において、特別の事由があると認めるときは、前項の規定にかかわらずその任期中においてもこれを免じ、又は解嘱することができる。

（協議会）

第 4 条 協議会は、委員の 3 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹事及び事務局書記）

第 5 条 協議会に幹事及び事務局長（1 名）書記各々若干名を置き、町長が命じ又は委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け庶務を整理する。

3 書記は、上司の命を受け庶務に従事する。

（委員の費用弁償）

第 6 条 委員の報酬及び費用弁償の額は、早川町の特別職等の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（昭和 31(1956)年早川町条例第 8 号）の定めるところによる。

（会長の定める事項）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会について、必要な事項は、水防法に定められた各事項を準用し、その他については会長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 35(1960)年 9 月 2 日から適用する。

I.
防災関連条例

II.
防災関連法令

III.
その他

IV.
災害危険箇所

V.
様式他

Ⅱ. 防災関連法令

1. 災害対策基本法（抜粋）

（市町村地域防災計画）

第 42 条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第四項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱

(2) 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

(3) 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

5 市町村防災会議は、第 1 項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

6 第 21 条の規定は、市町村長が第 1 項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

（市町村長の出動命令等）

第 58 条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は市町村地域防災計画の定めるところにより、消防機関若しくは水防団に出動の準備をさせ、若しくは出動を命じ、又は消防吏員（当該市町村の職員である者を除く。）、警察官若しくは海上保安官の出動を求め等災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しく

は求めなければならない。

(市町村長の事前措置等)

第 59 条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。

(市町村長の避難の指示等)

第 60 条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示することができる。

4 市町村長は、第 1 項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

5 市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

(警察官等の避難の指示)

第 61 条 前条第 1 項又は第 3 項の場合において、市町村長が同条第 1 項に規定する避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

2 前条第 2 項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難のための立退きを指示する場合について準用する。

3 警察官又は海上保安官は、第 1 項の規定により避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

4 前条第 4 項及び第 5 項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

2. 大規模地震対策特別措置法（抜粋）

（地震防災応急対策及びその実施責任）

第 21 条 地震防災応急対策は、次の事項について行うものとする。

- (1) 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- (4) 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- (5) 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- (6) 緊急輸送の確保に関する事項
- (7) 地震災害が発生した場合における食糧・医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

2 警戒宣言が発せられたときは、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、地震防災応急計画を作成した者その他法令の規定により地震防災応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は地震防災計画の定めるところにより、地震防災応急対策を実施しなければならない。

3 前項に規定する者は、地震防災応急対策を的確かつ円滑に実施するため相互に協力しなければならない。

（住民等の責務）

第 22 条 警戒宣言が発せられたときは、強化地域内の居住者等は、火気の使用、自動車の運行、危険な作業等の自主的制限、消火の準備その他当該地震に係る地震災害の発生の防止又は軽減を図るため必要な措置を執るとともに、市町村長、警察官、海上保安官その他の者が実施する地震防災応急対策に係る措置に協力しなければならない。

3. 消防法（抜粋）

（火災発見の通報者）

第 24 条 火災を発見した者は、遅滞なくこれを消防署又は市町村長の指定した場所に通報しなければならない。

2 すべて的人是は、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

（応急消火義務等）

第 25 条 火災が発生したときは、当該消防対象物の関係者その他総務省令で定める者は、消防隊が火災の現場に到着するまで消火若しくは延焼の防止又は人命の救助を行わなければならない。

2 前項の場合においては、火災の現場附近に在る者は、前項に掲げる者の行う消火若しくは延焼の防止又は人命の救助に協力しなければならない。

3 火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、当該消防対象物の関係者その他総務省令で定める者に対して、当該消防対象物の構造、救助を要する者の存否その他消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のため必要な事項につき情報の提供を求めることができる。

4. 災害救助法（抜粋）

第2章 救助

第3条 都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

第4条 救助の種類は、次の通りとする。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

2 救助は、都道府県知事等が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。

3 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

5. 警察法（抜粋）

《警察官職務執行法》

（避難等の措置）

第4条 警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

2 前項の規定により警察官がとった処置については、順序を経て所属の公安委員会にこれを報告しなければならない。この場合において、公安委員会は他の公の機関に対し、その後の処置について必要と認める協力を求めるため適当な措置をとらなければならない。

6. 自衛隊法（抜粋）

（災害派遣）

第 83 条 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。

2 防衛大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

3 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合には、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。

4 第 1 項の要請の手続は、政令で定める。

5 第 1 項から第 3 項までの規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 2 条第 4 項に規定する武力攻撃災害及び同法第 183 条において準用する同法第 14 条第 1 項に規定する緊急対処事態における災害については、適用しない。

（地震防災派遣）

第 83 条の 2 防衛大臣は、大規模地震対策特別措置法（昭和 53(1978)年法律第 73 号）第 11 条第 1 項に規定する地震災害警戒本部長から同法第 13 条第 2 項の規定による要請があった場合には、部隊等を支援のため派遣することができる。

I.
防災関連条例

II.
防災関連法令

III.
その他

IV.
災害危険箇所

V.
様式他

Ⅲ. その他

1. 関係機関連絡先

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
(1) 山梨県			
防災局防災危機管理課	400-0031	甲府市丸の内 1 丁目 6-1	055-223-1432
峡南地域県民センター	400-0692	富士川町鰍沢 771-2	0556-22-8165
峡南保健福祉事務所	〃	〃	0556-22-8145
峡南林務環境事務所	409-3606	市川三郷町高田 111-1	055-240-4140
峡南農務事務所	〃	〃	055-240-4135
峡南建設事務所	〃	〃	055-240-4123
〃 身延支所	409-2531	身延町梅平 2483-30	0556-62-3831
(2) 自衛隊			
陸上自衛隊第 1 特科隊	401-0511	忍野村忍草 3093	0555-84-3135
(3) 指定行政機関、指定地方行政機関			
総務省消防庁	100-8972	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2	03-5253-7527
関東財務局甲府財務事務所	400-0024	甲府市北口 1 丁目 4-10	055-253-2261
関東農政局山梨農政事務所	400-0031	甲府市丸の内 3 丁目 5-9	055-226-6611
山梨森林管理事務所	400-0021	甲府市宮前 7-7	055-253-1336
関東運輸局山梨運輸支局	406-0034	笛吹市石和町唐柏 1000-9	055-261-0880
甲府地方气象台	400-0035	甲府市飯田 4 丁目 7-29	055-222-2347
関東総合通信局	100-8795	東京都千代田区大手町 2-3-2	03-3243-8604
鰍沢労働基準監督署	400-0601	富士川町鰍沢 655-50	0556-22-3181
鰍沢公共職業安定所	400-0601	富士川町鰍沢 1215	0556-22-8680
国土交通省関東地方整備局	330-9724	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	048-601-3151
国土交通省富士川砂防事務所	400-0027	甲府市富士見 2 丁目 12-16	055-252-7156
富士川砂防事務所早川出張所	409-2713	南巨摩郡早川町保 1227	0556-45-2319
甲府河川国道事務所	400-8578	甲府市緑が丘 1-10-1	055-252-5491

Ⅰ. 防災関連条例

Ⅱ. 防災関連法令

Ⅲ. その他

Ⅳ. 災害危険箇所

Ⅴ. 様式他

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
(4) 指定公共機関			
東日本電信電話(株)山梨支店	400-0862	甲府市朝気 3 丁目 21-15	055-237-0554
早川郵便局	409-2713	早川町保 62	0556-45-2301
峡南郵便局	409-3244	市川三郷町岩間 928	0556-32-3707
七面山口郵便局	409-2732	早川町高住 645-24	0556-45-2001
硯島郵便局	409-2734	早川町雨畑 686	0556-45-2201
三里郵便局	409-2703	早川町新倉 284	0556-48-2001
西山郵便局	409-2702	早川町湯島 83-1	0556-48-2501
日本赤十字社山梨県支部	400-0062	甲府市池田 1 丁目 6-1	055-251-6711
日本放送協会甲府放送局	400-0035	甲府市飯田 3 丁目 10-20	055-222-1313
東京電力パワーグリッド(株) 山梨総支社	400-0031	甲府市丸の内 1 丁目 10-7	0120-995-007 (勤務時間内) 055-205-5110 (勤務時間外)
日本通運(株)山梨支店	400-0031	甲府市丸の内 2 丁目 26-1	055-224-4101
(5) 指定地方公共機関			
(社)山梨県トラック協会	406-0034	笛吹市石和町唐柏 1000-7	055-262-5561
(社)山梨県タクシー協会	406-0034	笛吹市石和町唐柏 1000-7	055-262-1212
(社)山梨県医師会	400-0031	甲府市丸の内 2 丁目 23-11	055-226-1611
(社)山梨県エルピーガス協会	400-0034	甲府市宝 1 丁目 22-11	055-228-4171
(6) 警察			
南部警察署	400-0502	南部町南部 9335-1	0556-64-0110
〃 本建駐在所	409-2732	早川町高住	0556-45-2030
(7) 消防機関			
峡南広域行政組合消防本部	409-3605	市川三郷町下大鳥居 27	055-272-1919
〃 中部消防署	409-2522	身延町下山 231-51	0556-62-5119
〃 早川分駐所	409-2704	早川町大原野 224-1	0556-48-2119
公共的団体			
峡南衛生組合	409-2500	身延町下田原 2548	0556-42-2207
早川町商工会	409-2713	早川町保 509	0556-45-2302
早川町社会福祉協議会	409-2714	早川町草塩 88	0556-45-2211
(8) 関係市区町村			
東京都品川区	140-8715	東京都品川区広町 2 丁目 1-36	03-3777-1111

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
市川三郷町	409-3601	市川三郷町市川大門 1790-3	055-272-1101
富士川町	400-0503	富士川町天神中条 1134	0556-22-7201
身延町	409-2500	身延町切石 350	0556-42-2111
南部町	409-2102	南部町福士 28505-1	0556-66-3111

I.
防災関連条例

II.
防災関連法令

III.
その他

IV.
災害危険箇所

V.
様式他

2. 災害用衛星携帯電話の設置施設一覧

No	設置施設名	住所	電話番号	保管場所
1	早川町役場	高住 758	080-9571-7408	庁舎設置
2	湯島の湯	湯島 1780-7	080-8815-9530	管理棟
3	ヘルシー美里	大原野 651	090-5769-5771	管理棟
4	硯島地区多目的集会所	雨畑 699	090-5817-0361	硯島地区多目的集会所 1階倉庫
5	町民会館	保 509	080-7756-8733	事務室
6	交流促進センター	薬袋 430	080-7756-6778	防災備蓄倉庫
7	早川南小学校	高住 574	070-1049-8551	防災備蓄倉庫
8	早川北小学校	大原野 163	070-1049-8552	防災備蓄倉庫
9	早川町役場	高住 758	090-5520-1375	防災無線室

※No. 2～9 については、衛星携帯電話のバッテリー充電用に発電機と燃料（携行缶にガソリン 20 リットル）を設置している。

3. 山梨県消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、山梨県下の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、山梨県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が航空機の応援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22(1947)年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、航空機の活動を必要と判断する場合に、山梨県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 要請市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において航空機による活動が最も有効な場合

2 応援要請は、山梨県総務部消防防災課消防防災航空担当（以下「防災防災航空隊」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所及び災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、防災航空隊を派遣するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合、知事は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

(航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における消防防災航空隊の隊員（以下「航空隊員」という。）の指揮は、要請市町村等の長の定める災害現場の最高責任者が行うものとする。この場合において、航空機に搭乗している運航指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めるときは、その旨現場の最高責任者に通告するものとする。

I.
防災関連条例

II.
防災関連法令

III.
その他

IV.
災害危険箇所

V.
様式他

(消防用無線局の管理及び運用)

第7条 山梨県は、第4条に基づく応援要請の活動を行うに当たり、要請市町村等との連携を緊密にするため、航空機及び消防防災航空隊に消防用無線局を整備するものとする。

2 前項の無線局の管理及び運用については、別に定める山梨県消防防災ヘリコプターと消防機関との通信に係る無線局の管理及び運用に関する取扱基準によるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき航空隊員が消防活動に従事する場合には、要請市町村等の長から航空隊員を派遣している市町村等の長に対し、山梨県常備消防相互応援協定書(昭和61(1986)年6月1日施行。以下「相互応援協定」という。)第2条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、山梨県が負担するものとする。

2 前項に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第6条の規定にかかわらず、山梨県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、山梨県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成7(1995)年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書72通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印のうち、各自それぞれ1通を所持する。

平成7(1995)年3月20日

甲 甲府市丸の内1丁目6-1
山梨県知事 天野 建

乙 各市町村長・消防管理者

4. 医療救援関係資料

(1) 救急医療機関

施設名	所在地	電話番号	救急病床数
峡南医療センター 市川三郷病院	西八代郡市川三郷町市川大門 428-1	055-272-3000	3
飯富病院	南巨摩郡身延町飯富 1628	0556-42-2322	5
身延山病院	南巨摩郡身延町梅平 2483-167	0556-62-1061	6
峡南病院	南巨摩郡富士川町鯉沢 1806	0556-22-4411	8
峡南医療センター 富士川病院	南巨摩郡富士川町鯉沢 340-1	0556-22-3135	12

(2) 血液製剤備蓄場所

名称	所在地	電話番号
山梨大学医学部附属病院	中央市下河東 1110	055-273-1111
峡南医療センター 富士川病院	南巨摩郡富士川町鯉沢 340-1	0556-22-3135
峡南医療センター 市川三郷病院	西八代郡市川三郷町市川大門 428-1	055-272-3000

(3) 救急医療品等保管場所

名称	所在地	電話番号
南巨摩郡医師会	南巨摩郡富士川町鯉沢 1806 (峡南病院)	0556-22-4411
	南巨摩郡見延町梅平 2483 (身延山病院)	0556-62-1061

(4) 医療機器、医薬品

名称	所在地	電話番号
山梨県医科器械同業組合	中央市流通団地北 5 番地	055-273-0333
(株)伊東メディカル	南アルプス市野牛島 1845-76	055-285-6698
(株)木内メディックス	昭和町西条 554-1	055-275-1232
協和医科器械(株)甲府支店	甲府市国母 1-5-1	055-232-0010
(有)ケンユウメディカル	市川三郷町市川大門 2733-1	055-272-6677

名称	所在地	電話番号
(株)サンカイゴ	中央市若宮 13-4	055-274-1152
(有)匠メディカル	昭和町西条 1504-3	055-275-0617
(株)中央メディカル山梨営業所	昭和町押越 2291	055-275-9010
(株)平塚メディカル	甲府市飯田 2-19-7	055-222-4052
(有)平穂医科器械	南アルプス市大師 244-13	055-283-7007
山正医療器械店	南アルプス市古市場 412	055-283-3468
(株)やまひろクラヤ三星堂	中央市流通団地北 2	055-273-8911
(有)ライフサポート	南アルプス市東南湖 3245	055-280-1430
(株)五味医療器械	甲斐市篠原 1945	055-276-5388
マコト医科精機(株)	中央市流通団地北 5	055-273-0333
豊前医化(株)	中央市乙黒 107-6	055-274-8800

(5) 医療用酸素、笑気ガス取扱所

名称	所在地	電話番号
日東物産(株)今諏訪事業所	南アルプス市下今諏訪 423	055-282-2141
(株)千代田甲府営業所	南アルプス市寺部 1418-1	055-284-2341
(有)渡辺酸素機械店	富士吉田市松山 4-2-9	0555-22-0548
中村酸素(株)	富士吉田市ときわ台 2-6-10	0555-23-1161
山梨東海(株)	甲斐市敷島町長塚 126-1	055-277-2656
岩谷産業(株)甲府営業所	甲府市相生 1-1-5	055-227-1911

(6) 感染症隔離病舎

施設名	所在地	電話番号	病床数
峡南医療センター 富士川病院	南巨摩郡富士川町鯉沢 340-1	0556-22-3135	4

(7) 早川町 AED 設置施設一覧

No	施設名	住所	電話番号	備考
1	早川南保育所	高住 498-2	0556-20-5006	
2	早川南小学校	高住 574	0556-45-5015	
3	南アルプスプラザ	高住 650-1	0556-45-2600	

No	施設名	住所	電話番号	備考
4	早川町役場	高住 758	0556-45-2511	
5	ヴィラ雨畑	雨畑 699	0556-45-2213	
6	草塩温泉	草塩 321-1	0556-45-2260	
7	特養 草塩おんせん	草塩 79-1	0556-20-5155	
8	早川中学校	保 509	0556-45-2255	
9	町民会館	保 509	0556-45-2547	
10	早川北小学校	大原野 163	0556-45-5531	
11	湯島の湯	湯島 1780-7	0556-48-2468	
12	奈良田の里温泉	奈良田 486	0556-48-2552	

令和3(2021)年3月1日現在

I.
防災関連条例

II.
防災関連法令

III.
その他

IV.
災害危険箇所

V.
様式他

5. 林野火災空中消火業務実施要綱

林野火災に対する自衛隊等への災害派遣については、山梨県地域防災計画の定めるところによるもののほか、空中消火の実施に関しては次のとおりとする。

第1 空中消火実施の要請

1 市町村長は、林野火災が拡大し、鎮圧が困難の場合で、次の各号の一に該当すると判断したときは、空中消火について知事に要請することができる。

(1) 気象条件等からみて延焼拡大が急速であり、かつ人命又は財産に多大の損害を生ずるおそれのある場合。

(2) 出火後相当時間経過してなお消火する見込みがなく、かつ、地上における消火活動のみでは鎮圧が困難で多大な損害が生ずるおそれのある場合。

(3) 地理的条件により、空中消火以外に有効な消火の手段がない場合。

2 要請にあたっては、出火日時、出火場所、火勢の状況、延焼拡大状況、消火活動の状況、今後の見通し及び使用ヘリポート等を示して文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合にあつては、電話等適宜の方法で行い、事後すみやかに文書をもって行うものとする。

3 知事は、市町村長からの要請に基づき、空中消火が必要であると判断したときは、自衛隊北富士駐とん地司令と協議のうえ、消火技術及び航空技術上実施可能な場合に限り、自衛隊に対し空中消火実施のための災害派遣要請を行うものとする。

第2 空中消火業務の実施主体

空中消火業務の実施は、すべて当該市町村長の責任において行うものとする。

第3 空中消火業務の終了

空中消火業務の終了は、知事が当該市町村長及び派遣部隊の長と協議して決定する。

第4 空中消火業務の分担

1 災害派遣を受けた市町村長は、消火薬剤の混合及び災害現地とヘリポート基地間との通信連絡等、空中消火に必要な一切の地上業務を行う。ただし、消火薬剤のヘリコプターへの懸垂及び地上とヘリコプターとの連絡業務は自衛隊が行うものとする。

2 災害派遣を受けた市町村長は、知事の指示により空中消火用機材及び消火薬剤を指定された場所に搬送しなければならない。

3 災害派遣を受けた市町村長は、空中消火業務終了後、知事の指示により直ちに使用した空中消火用機材及び使用残の消火薬剤を備蓄場所に返納しなければならない。

4 前二項の指示は、電話等適宜の方法により行う。

第5 報告

1 空中消火を実施した市町村長は、実施状況及び消火薬剤の使用量について、すみやかに別紙(1)による「空中消火実施報告書」を知事に提出しなければならない。

2 空中消火により、空中消火用機材及び消火薬剤を紛失又は、損傷したときは、空中消火を実施した市町村長は直ちに電話等によりその概要を知事に報告するとともに、すみやかに別紙(2)による「空中消火用資機材損傷等報告書」を知事に提出しなければならない。

第6 損傷等による費用弁償

- 1 知事は、市町村長の責に帰すべき原因による空中消火用機材及び消火薬剤の損傷等について実費の弁償を求めることができる。

第7 その他機材等の準備

- 1 災害派遣をうけた市町村長は、次にかかげる機材及び人員を準備するものとする。

- | | |
|----------------|------|
| (1) 可搬式動力ポンプ | 2台 |
| (2) 同ホース | 必要数量 |
| (3) 消火薬剤の調合作業員 | 10人 |
| (4) ヘリポート整理要員 | 5人 |
| (5) 資機材運搬車両 | 必要台数 |

第8 消火薬剤の配合基準等

- 1 消火薬剤は、おおむね次の基準により配合するものとする。

消火薬剤	15%
増粘剤	1~2%
染料	若干
水	83~84%

- 2 消火薬剤の1回の散布量は、おおむね700リットルとする。

第9 その他

この要領に定めない事項については、その都度知事が定める。

附則

この要領は、昭和48(1973)年12月20日より施行する。

空中消火実施報告書（別紙1）

1. 市 町 村 名	
2. 出 火 日 時	平成 年 月 日 時 分
3. 出 火 場 所	
4. 出 火 原 因	
5. 要 請 日 時	平成 年 月 日 時 分
6. 空中消火開始	平成 年 月 日 時 分
7. 同 終 了	平成 年 月 日 時 分
8. 鎮 火 日 時	平成 年 月 日 時 分
9. 焼 失 面 積	
10. 同 内 訳	
11. 消火活動従事者	人
12. 薬 剤 使 用 量	消火薬剤 kg 増粘剤 kg
13. 薬剤返納数量	
14. 散 布 回 数	
15. 散 布 方 法	
16. 効 果	
17. 市町村長の意見	

空中消火用資機材損傷等報告書（別紙2）

1. 市町村名	
2. 損傷等日時	
3. 資機材名	
4. 数 量	
5. 損傷等程度	
6. 損傷等原因	
7. そ の 他	

空中消火用資機材備蓄状況

平成 18(2006)年 4 月 1 日現在

資機材	規格	数量	備蓄場所
消火剤	スーパーマッブル 1袋 25kg 入	200 袋	山梨県立防災安全センター
増粘剤	サンローズ EX-1 1袋 20kg 入	20 袋	〃
染料	アンゼンカチロンプリリアンレッド 25kg 入	1 缶	〃
水のう	700 リットル用自立式 2m×1.1m 130kg	8 本	〃
混合機	68cm×60cm 45kg	1 台	〃
水そう	2,400 リットル用 組立式	1 基	〃

6. 避難場所一覧

(1) 一時避難場所

一時避難場所	対象区域	世帯数 (戸)	人口 (人)	組織の名称
初鹿島公民館	初鹿島・夏秋・差越	4	4	初鹿島区
各戸の庭	初鹿島・夏秋・差越			
小縄多目的集会所	小 縄	18	31	小縄区
南アルプスプラザ	高 住	38	70	高住区
赤沢公民館	赤 沢	31	61	赤沢区
町宮駐車場	新 道			
五箇地区体育館	菓 袋	30	57	菓袋区
菓袋集落公民館	菓 袋			
千須和多目的集会所	千須和	14	22	千須和区
千須和公民館	やませみ・柿島	41	112	やませみ区
やませみ公園	やませみ・柿島			
望月昭一宅庭	樽 坪	9	12	樽坪区
東京電力早川事務所	樽 坪			
笹走公民館	笹 走	5	5	笹走区
塩之上公民館	塩之上	2	4	塩之上区
望月秀次宅駐車場	古 屋	5	13	古屋区
古屋公民館	古 屋			
大島多目的集会所	大 島	18	30	大島区
久田子公民館	久田子	5	9	久田子区
大野和明宅	戸 屋	5	9	戸川区
日本軽金属雨畑ダム監視所	戸 屋			
ヴィラ雨畑グラウンド	馬 場	5	7	馬場区
老平駐車場	老 平	10	17	老平区
正徳寺	北 村	36	61	本村区
泉屋跡地	原 村			
各戸の庭	細 稲	3	4	細稲区
にいへの裏庭	細 稲			
室畑公民館	室草里	4	4	室畑区
各戸の庭	長 畑			
草塩公民館	草塩	57	70	草塩区
御宮	京ヶ島	18	33	京ヶ島区
つむじの尾根	保・白石	34	56	保区・白石区
黒西公民館	黒桂	21	48	黒桂区
オートキャンプ場	柳 島	3	9	柳島区
早川公民館	早 川	14	18	早川区
消防署前空地	塩 島	9	19	塩島区
中洲公民館	中 洲	35	49	中洲区
ヘルシー美里	中 洲			
東京電力社宅跡地（東京電力 広場）	新 倉	26	41	新倉区
茂倉公民館	茂 倉	13	16	茂倉区
大原野公民館	大原野	1	2	大原野区
湯本の庭	下湯島	19	29	下湯島区
下湯島公民館	下湯島			
湯泉氏宅	下湯島			
湯島の湯駐車場	上湯島	10	13	上湯島区
西山温泉公民館	温 泉	15	21	温泉区
奈良田公民館	奈良田	33	46	奈良田区

令和3(2021)年1月1日現在

I. 防災関連条例

II. 防災関連法令

III. その他

IV. 災害危険箇所

V. 様式他

(2) 指定避難所（指定避難場所）

施設の名称	対象地区名	所在地	屋内面積	屋外面積	電話番号	想定避難者数
早川南小学校	本建地区	高住 574	1,664 m ²	10,000 m ²	0556-20-5015	166
交流促進センター	五箇地区	葉袋 430	1,262 m ²	5,000 m ²	0556-45-2160	225
ヴィラ雨畑	硯島地区	雨畑 699	971 m ²	5,000 m ²	0556-45-2213	141
早川中学校	都川地区	保 666	2,481 m ²	20,000 m ²	0556-45-2255	216
早川北小学校	三里地区	大原野 163	2,744 m ²	6,000 m ²	0556-20-5531	145
湯島の湯	西山地区	湯島	698 m ²	5,000 m ²	0556-48-2468	109

(3) 支援避難所（支援避難場所）

本建地区	赤沢公民館、南アルプスプラザ、小縄多目的集会所、初鹿島公民館
五箇地区	葉袋集落公民館、五箇地区体育館、千須和公民館、千須和多目的集会所、東京電力早川事務所、古屋公民館、塩之上公民館、笹走公民館
硯島地区	室畑公民館、正徳寺、久田子公民館、大島多目的集会所
都川地区	御宮、草塩公民館、黒西公民館
三里地区	早川公民館、ヘルシー美里、中洲公民館、大原野公民館、茂倉公民館
西山地区	下湯島公民館、西山温泉公民館、奈良田公民館

※避難所（場所）の種別

(1) 一時避難所(一時避難場所)	一時的に避難する建物（場所）。指定避難所（指定避難場所）への避難に際し、集合する建物（場所）
(2) 指定避難所(指定避難場所)	避難者を収容し、炊き出し等を行う公共施設（地震の際はグラウンド等）
(3) 支援避難所(支援避難場所)	指定避難所が受入れ困難となった場合、避難する建物

7. 除雪計画路線一覧

「山梨県道路除排雪計画」（平成 26(2014)年 12 月）における本町に關係する除雪道路は以下のとおりである。

(1) 除雪優先路線

No	管理者		路線	除雪区間	延長 (km)
149	山梨県	峡南(身延)	南アルプス公園線	早川町雨畑入口～早川町千須和入口	2.9
150	山梨県	峡南(身延)	南アルプス公園線	早川町千須和入口～早川町身延町町界	2.9
151	山梨県	峡南(身延)	南アルプス公園線	早川町身延町町界～身延町下山(国道 52 号)	5.4

(2) 除雪路線

No	管理者		路線	除雪区間	延長 (km)
273	山梨県	峡南(身延)	南アルプス公園線	早川町奈良田～早川町見返橋	5.4
274	山梨県	峡南(身延)	南アルプス公園線	早川町見返橋～早川町青崖隧道先	6.5
275	山梨県	峡南(身延)	南アルプス公園線	早川町青崖隧道先～早川町白石トンネル先	8.7
276	山梨県	峡南(身延)	南アルプス公園線	早川町白石トンネル先～早川町雨畑入口	5.6
449	山梨県	峡南(身延)	雨畑大島線	早川町雨畑～早川町大島	6.6

○除雪最優先路線・・・県外とのアクセス道路、及び県内の骨格となる道路で、最も優先的に除雪作業を実施する路線

○除雪優先路線・・・除雪最優先路線に続いて優先的に除雪作業を実施する路線で、以下の指標に基づいて選定した路線。

- ・緊急輸送路としての位置付け有無（1次路線／2次路線）
- ・日交通量（第一種／第二種／第三種）
- ・市町村役場（本庁舎）への接続路線
- ・山梨県内の救急病院や透析治療が可能な病院への接続路線
- ・消防本部及び消防署、出張所、分遣所への接続路線
- ・ヘリポートへの接続路線（早川河川敷場外離着陸場）
- ・主要な排雪候補箇所への接続路線
- ・生活圏相互間または他県とを接続する路線

※救急病院及びヘリポートへのアクセス路線に含まれる町道については、市町村と連携。

○除雪路線・・・上記以外で除雪作業を実施する路線。

IV. 災害危険箇所

1. 地すべり危険箇所一覧表（国土交通省所管）

種別	箇所数（箇所）	箇所名
地すべり危険箇所	3	小縄、塩之上、赤沢

2. 急傾斜地危険区域一覧表

（1）急傾斜地崩壊危険区域指定箇所

指定区域名	郡市	市町村	大字	字	指定年月日	指定番号	指定面積 (ha)	保全戸数 (戸)
白沢	南巨摩郡	早川町	湯島	白沢	昭和 50 年 9 月 11 日	563	3.08	8
角瀬	南巨摩郡	早川町	高住	栃原山他	昭和 61 年 7 月 24 日	364	1.01	29
大島-1	南巨摩郡	早川町	大島	根岸他	平成 7 年 3 月 13 日	97	1.08	15
早川	南巨摩郡	早川町	早川	居村・奥峯	平成 17 年 10 月 13 日	531	0.83	12

平成 24(2012)年 4 月 1 日現在

（2）急傾斜地崩壊危険箇所

箇所名	郡市	町村	大字	字	危険人家戸数 (戸)	指定区域名
奈良田の 1	南巨摩郡	早川町	奈良田	奈良田	0	
奈良田の 2	南巨摩郡	早川町	奈良田	奈良田	1	
奈良田の 3	南巨摩郡	早川町	奈良田	奈良田	23	
白沢	南巨摩郡	早川町	湯島	白沢	2	白沢
清岡の 1	南巨摩郡	早川町	湯島	清岡	1	
清岡の 2	南巨摩郡	早川町	湯島	清岡	3	
上湯島の 1	南巨摩郡	早川町	湯島	上湯島	5	
上湯島の 2	南巨摩郡	早川町	湯島	上湯島	16	
上湯島の 3	南巨摩郡	早川町	湯島	上湯島	15	
下湯島の 1	南巨摩郡	早川町	湯島	下湯島	36	
下湯島の 2	南巨摩郡	早川町	湯島	下湯島	1	
茂倉の 1	南巨摩郡	早川町	新倉	茂倉	52	
茂倉の 2	南巨摩郡	早川町	新倉	茂倉	50	
新倉の 1	南巨摩郡	早川町	新倉	新倉	0	

箇所名	郡市	町村	大字	字	危険人家戸数(戸)	指定区域名
新倉の2	南巨摩郡	早川町	新倉	新倉	0	
新倉の3	南巨摩郡	早川町	新倉	新倉	38	
中洲の1	南巨摩郡	早川町	大原野	中洲	7	
中洲の2	南巨摩郡	早川町	中洲	中洲	0	
大原野	南巨摩郡	早川町	大原野	大原野	6	
塩島の1	南巨摩郡	早川町	大原野	塩島	4	
塩島の2	南巨摩郡	早川町	大原野	塩島	1	
早川	南巨摩郡	早川町	早川	早川	10	早川
西之宮	南巨摩郡	早川町	西之宮	西之宮	5	
白石の1	南巨摩郡	早川町	西之宮	白石	6	
白石の2	南巨摩郡	早川町	西之宮	白石	6	
保	南巨摩郡	早川町	保	保	29	
草塩	南巨摩郡	早川町	草塩	草塩	9	
京ヶ島	南巨摩郡	早川町	京ヶ島	京ヶ島	26	
塩之上	南巨摩郡	早川町	塩之上	塩之上	7	
古屋	南巨摩郡	早川町	藁袋	古屋	6	
大島の1	南巨摩郡	早川町	大島	大島	6	大島の1
大島の3	南巨摩郡	早川町	雨畑	蕨平	13	
戸屋	南巨摩郡	早川町	雨畑	戸屋	2	
久田子	南巨摩郡	早川町	雨畑	久田子	7	
馬場	南巨摩郡	早川町	雨畑	馬場	14	
老平	南巨摩郡	早川町	雨畑	老平	20	
北村の1	南巨摩郡	早川町	雨畑	北村	0	
雨畑の1	南巨摩郡	早川町	雨畑	北村	20	
雨畑の2	南巨摩郡	早川町	雨畑	原村	28	
室草里	南巨摩郡	早川町	雨畑	室草里	6	
高住の1	南巨摩郡	早川町	高住	高住	7	
藁袋	南巨摩郡	早川町	藁袋	藁袋	46	
角瀬	南巨摩郡	早川町	高住	栃原山	22	角瀬
板草里	南巨摩郡	早川町	高住	板草里	5	
赤沢	南巨摩郡	早川町	赤沢	赤沢	27	
羽衣の1	南巨摩郡	早川町	赤沢	羽衣	1	
羽衣の2	南巨摩郡	早川町	赤沢	羽衣	6	
小縄	南巨摩郡	早川町	小縄	小縄	22	
柿島	南巨摩郡	早川町	千須和	柿島	11	
千須和	南巨摩郡	早川町	千須和	千須和	14	

箇所名	郡市	町村	大字	字	危険人家戸数（戸）	指定区域名
樽坪の 1	南巨摩郡	早川町	樽坪	樽坪	5	
樽坪の 2	南巨摩郡	早川町	樽坪	樽坪	8	
初鹿島の 1	南巨摩郡	早川町	初鹿島	初鹿島	3	
初鹿島の 2	南巨摩郡	早川町	初鹿島	初鹿島	5	
山吹	南巨摩郡	早川町	樽坪	山吹	2	
夏秋	南巨摩郡	早川町	初鹿島	夏秋	8	
大島の 2	南巨摩郡	早川町	大島	大島	10	大島の 1

平成 24(2012)年 4 月 1 日現在

I.
防災関連条例

II.
防災関連法令

III.
その他

IV.
災害危険箇所

V.
様式他

3. 土石流危険溪流一覧表

幹川名	溪流名	市町村	字	人家戸数 (戸)	公共施設数 (戸)	公共建物	備考
早川	初鹿島川	早川町	初鹿島	8	2	寺院	直轄区域
早川	雨畑沢	早川町	雨畑	5	1	公民館	直轄区域
早川	保川	早川町	保	3	1		直轄区域
早川	下西之宮沢	早川町	西之宮	5	1		直轄区域
早川	十二神沢	早川町	西之宮	12	2		直轄区域
早川	下黒桂沢	早川町	西之宮	14	2		直轄区域
早川	黒桂沢	早川町	西之宮	14	2		直轄区域
早川	濁沢	早川町	広河原	0	1	発電所	直轄区域
早川	南別当沢	早川町	上湯島	5	1	児童福祉施設	直轄区域
早川	別当沢	早川町	上湯島	8	1	公民館	直轄区域
早川	南上湯島沢	早川町	上湯島	7	0		直轄区域
早川	奈良田沢	早川町	奈良田	0	1	宿泊施設	直轄区域
早川	湯川	早川町	清岡	0	5	宿泊施設	直轄区域
早川	溜沢	早川町	下湯島	14	1	公民館	直轄区域
早川	茂倉沢	早川町	茂倉	7	0		直轄区域
早川	上中洲沢	早川町	中州	6	0		直轄区域
早川	中洲沢	早川町	中州	1	1	宿泊施設	直轄区域
早川	大原野沢	早川町	中州	2	2	宿泊施設	直轄区域
早川	新宮川	早川町	塩島	2	1	公民館	直轄区域
早川	千須和沢	早川町	千須和	11	1	公民館	直轄区域
早川	樽坪沢	早川町	樽坪	6	2	公民館	直轄区域

平成 24(2012)年 4 月 1 日現在

4. 山地災害危険地一覧表

(1) 崩壊土砂流出危険地区一覧表

番号	市町村	大字、字	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	面積 (ha)	治山事業進歩状況	人家 50 戸以上	人家 49 ～ 10 戸	人家 9 ～ 5 戸	人家 4 戸以下	公共施設道路を除く	道路
No1	早川町	西山、鰍山	有	無	無	有	1.35	無						県道
No2	早川町	西山、鰍山	有	無	無	有	2.70	無						県道
No3	早川町	西山、鰍山	有	無	無	有	6.30	無						県道
No4	早川町	西山、造礼溝	有	無	無	有	1.08	無						県道
No5	早川町	西山	無	無	無	有	1.08	無						県道
No6	早川町	奈良田	無	無	無	有	2.10	未成						県道
No7	早川町	奈良田、居村	無	無	無	有	1.44	未成						県道
No8	早川町	下河原、下河原	有	無	無	有	0.72	無						県道
No9	早川町	下ノ草里	無	無	無	有	0.48	未成						県道
No10	早川町	奈良田、下島	無	無	無	有	0.48	無						県道
No11	早川町	道ヶ島、道ヶ島	有	無	無	有	0.42	無						県道
No12	早川町	湯原、梅原	無	無	無	有	0.30	無		20			1	県道
No13	早川町	上湯島、小梅沢	有	無	無	有	0.72	一部概成		15				市町村
No14	早川町	湯島、南の上	無	無	有	有	1.50	無					1	県道
No15	早川町	上ノ湯島下、南の上	無	無	無	有	0.63	未成		30			1	県道
No16	早川町	上ノ湯島、行司山	無	無	無	有	3.15	無		10				県道
No17	早川町	湯島、行司山	無	無	無	有	0.60	無		15			1	無
No18	早川町	青崖、青崖	無	無	無	有	1.50	無						県道
No19	早川町	青崖、青崖	無	無	無	有	0.60	無						県道
No20	早川町	新倉、小之島	無	無	無	有	0.30	無		30			1	県道
No21	早川町	新倉、小之島	無	無	無	有	0.30	未成		30			1	県道

I. 防災関連条例

II. 防災関連法令

III. その他

IV. 災害危険箇所

V. 様式他

番号	市町村	大字、字	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	面積 (ha)	治山事業進歩状況	人家 50 戸以上	人家 49 ~ 10 戸	人家 9 ~ 5 戸	人家 4 戸以下	公共施設道路を除く	道路
No22	早川町	湯島、行司山	有	無	有	有	1.50	無		10				県道
No23	早川町	下湯島、行司山	無	無	無	有	0.60	無		15				県道
No24	早川町	三里、大原野下	無	無	無	有	0.42	無		30				県道
No25	早川町	三里、軽川平	無	無	無	有	0.24	無		41			1	県道
No26	早川町	三里、宇無志	有	無	無	無	0.90	未成		41			1	県道
No27	早川町	三里、宇無志	有	無	無	有	0.60	未成		41			1	県道
No28	早川町	三里、南山	有	無	無	有	0.60	無		30			1	県道
No29	早川町	三里、南山	無	無	無	無	0.30	未成		30			1	県道
No30	早川町	三里、南山	有	無	無	有	0.72	未成						県道
No31	早川町	三里、南山	有	無	無	有	0.72	未成						県道
No32	早川町	京ヶ島、新居	無	無	無	有	1.20	無		30				市町村
No33	早川町	京ヶ島、新居	無	無	無	有	1.20	無		30				県道
No34	早川町	京ヶ島、古次古	無	無	無	有	0.15	無	50					市町村
No35	早川町	京ヶ島、古次古	無	無	無	有	1.44	未成		5				無
No36	早川町	西山、世良の前	有	無	無	有	1.80	未成	50					県道
No37	早川町	西山、西山	無	無	無	有	0.42	無						県道
No38	早川町	西山、西山	無	無	無	有	0.18	未成		30				県道
No39	早川町	西山、西山	有	無	無	有	1.80	未成		30				県道
No40	早川町	西山、西山	有	無	無	有	1.20	未成		15				県道
No41	早川町	西山、西山	有	無	無	有	0.60	無			5			県道
No42	早川町	西山、西山	有	無	無	有	1.20	未成		20				県道
No43	早川町	細野、細野	無	無	無	有	1.44	無			5			無
No44	早川町	細野、細野	無	無	無	有	0.72	無			5			無
No45	早川町	保、肩背	有	無	無	有	2.25	未成		30			1	県道
No46	早川町	保、肩背	有	無	無	有	1.80	未成		30			1	県道
No47	早川町	保	有	無	無	有	2.70	一部概成		30			1	県道
No48	早川町	大双里	有	無	無	有	3.00	無						県道

番号	市町村	大字、字	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	面積 (ha)	治山事業進歩状況	人家 50 戸以上	人家 49 ~ 10 戸	人家 9 ~ 5 戸	人家 4 戸以下	公共施設道路を除く	道路
No49	早川町	大双里	有	無	無	有	1.80	無						県道
No50	早川町	草塩、大上草里	無	無	無	有	0.75	無						県道
No51	早川町	京ヶ島、大上双里	有	無	無	有	1.44	無						県道
No52	早川町	雨畑、神南小路	無	無	無	有	0.48	無		5				県道
No53	早川町	雨畑、於伊勢	有	無	無	有	0.30	無						県道
No54	早川町	雨畑、立石	有	無	無	有	0.15	無						県道
No55	早川町	雨畑、立石	有	無	無	有	0.45	未成						県道
No56	早川町	雨畑、戸屋	無	無	無	有	0.15	無						県道
No57	早川町	雨畑、戸屋	有	無	無	有	0.75	無						県道
No58	早川町	雨畑、大久保	有	無	無	有	3.00	一部概成						市町村
No59	早川町	雨畑、大久保	有	無	無	有	0.72	未成						市町村
No60	早川町	本村、上中村	有	無	無	有	0.48	未成	30					無
No61	早川町	雨畑、細野	有	無	無	有	2.25	未成	30					無
No62	早川町	雨畑、樽沢	無	無	無	有	0.30	未成		5				無
No63	早川町	雨畑、老平	無	無	無	有	0.30	無						市町村
No64	早川町	雨畑、老平	有	無	無	有	1.95	無			2			その他
No65	早川町	雨畑、老平	無	無	無	有	0.15	無			2			無
No66	早川町	雨畑、細野	有	無	無	有	0.30	無		5				無
No67	早川町	雨畑、細野	無	無	無	有	0.30	無		5				無
No68	早川町	稲又、稲又	有	無	無	有	2.70	未成	15					無
No69	早川町	室草里、室草里	無	無	無	有	0.72	無	10					無
No70	早川町	雨畑、雨畑	有	無	無	有	0.45	未成	15					無
No71	早川町	雨畑、雨畑	無	無	無	有	1.05	未成	10					県道
No72	早川町	久田子、久田子	有	無	無	有	6.60	無	15					県道
No73	早川町	雨畑、室草里	有	無	無	有	3.60	無						市町村
No74	早川町	雨畑、室草里	有	無	無	有	2.10	無						市町村
No75	早川町	雨畑、長畑	無	無	無	有	0.90	未成		6				無

I. 防災関連条例

II. 防災関連法令

III. その他

IV. 災害危険箇所

V. 様式他

番号	市町村	大字、字	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	面積 (ha)	治山事業進歩状況	人家 50 戸以上	人家 49 ~ 10 戸	人家 9 ~ 5 戸	人家 4 戸以下	公共施設道路を除く	道路
No76	早川町	久田子、久田子	有	無	無	有	0.60	無		30				県道
No77	早川町	播磨沢、播磨沢	有	無	無	有	4.50	未成		15				市町村
No78	早川町	播磨沢、播磨沢	有	無	無	有	11.70	未成						市町村
No79	早川町	播磨沢、播磨沢	有	無	無	有	2.70	無						市町村
No80	早川町	播磨沢、播磨沢	有	無	無	有	2.70	未成						市町村
No81	早川町	菓袋、大平	有	無	無	有	1.20	未成	50				2	市町村
No82	早川町	切川、切川	有	無	無	有	0.24	未成			5			市町村
No83	早川町	栗尾、切川	有	無	無	有	0.54	未成	50					市町村
No84	早川町	栗尾、栗尾	無	無	無	有	0.48	未成	50					市町村
No85	早川町	千須和、千須和	有	無	無	有	1.20	未成		30				市町村
No86	早川町	千須和、千須和	有	無	無	有	0.36	未成		20				市町村
No87	早川町	成尾、成尾	無	無	無	有	0.72	無						市町村
No88	早川町	成尾、成尾	無	無	無	有	0.36	未成						市町村
No89	早川町	床の山、樽坪	有	無	無	有	2.25	未成						市町村
No90	早川町	床の山、樽坪	有	無	無	有	0.90	未成						市町村
No91	早川町	樽坪、向林	無	無	無	有	0.72	未成		30				市町村
No92	早川町	樽坪、向林	無	無	無	有	0.96	無		30				市町村
No93	早川町	笹走、笹走	有	無	無	有	0.45	未成						市町村
No94	早川町	引切、引切	有	無	無	有	1.80	未成						市町村
No95	早川町	引切、引切	有	無	無	有	0.36	未成						市町村
No96	早川町	赤沢、赤沢	有	無	無	有	0.90	一部概成						市町村
No97	早川町	赤沢、水尾	有	無	無	有	11.60	無		10				市町村
No98	早川町	板草里、板草里	無	無	無	有	0.60	無						市町村
No99	早川町	切川坂、切川坂	有	無	無	有	1.65	無			5			県道
No100	早川町	切川坂、切川坂	有	無	無	有	0.42	無			5			県道
No101	早川町	宮坂、宮坂	有	無	無	有	0.24	無		30			1	県道
No102	早川町	宮坂、宮坂	有	無	無	有	0.96	無		30			1	市町村

番号	市町村	大字、字	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	面積 (ha)	治山事業進歩状況	人家 50 戸以上	人家 49 ~ 10 戸	人家 9 ~ 5 戸	人家 4 戸以下	公共施設道路を除く	道路
No103	早川町	切川坂、切川坂	有	無	無	有	0.30	無		15				市町村
No104	早川町	切川坂、切川坂	有	無	無	有	0.63	無						県道
No105	早川町	小縄、小縄	無	無	無	有	0.54	未成			5			県道
No106	早川町	小縄、大垣外	有	無	無	有	11.50	未成		38				県道
No107	早川町	初鹿島、初鹿島	無	無	無	有	2.78	無		20				県道
No108	早川町	初鹿島、初鹿島	有	無	無	有	0.48	未成		30				県道
No109	早川町	大久保、大久保	無	無	無	有	0.45	未成						市町村
No110	早川町	大久保、大久保	無	無	無	有	0.60	未成						市町村
No111	早川町	夏秋、夏秋	無	無	無	有	0.90	無		30				その他
No112	早川町	夏秋、夏秋	無	無	無	有	0.40	無		30				その他
No113	早川町	夏秋、夏秋	有	無	無	有	0.60	無		30				無
No114	早川町	夏秋、夏秋	有	無	無	有	5.10	未成		30				その他
No115	早川町	夏秋、差越	無	無	無	有	2.40	無				4		無
No116	早川町	保与作	無	無	無	有	1.43	無		27				市町村
No117	早川町	奈良田、北湯川	有	無	無	有	0.30	無						林道
No118	早川町	西山温泉	無	無	有	無	0.90	無		19			1	県道
No119	早川町	雨畑川本流	有	無	無	有	5.10	未成						林道
No120	早川町	赤沢、水尾	有	無	無	有	0.15	概成		10				市町村
No121	早川町	赤沢、坂畑	有	無	無	有	0.42	未成		10				林道
No122	早川町	西ノ宮、西山	有	無	無	有	0.30	未成				2		町道
No123	早川町	京ヶ島、播磨沢	無	無	無	無	0.22	無						林道
No124	早川町	播磨沢	有	無	有	有	1.40	未成		26			1	町道、林道
No125	早川町	樽坪	有	無	無	無	0.75	未成		12			1	県道、町道
No126	早川町	初鹿島、差越	無	無	無	有	1.20	未成						町道

平成 22 (2010) 年 3 月 31 日 現在

I. 防災関連条例

II. 防災関連法令

III. その他

IV. 災害危険箇所

V. 様式他

(2) 山腹崩壊危険地区一覧表

番号	市町村	大字、字	保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	調査地区	危険地区	85点以上メッシュ	治山事業 進捗状況	人家 50戸以上	人家 49～ 10戸	人家 9～ 5戸	人家 4戸以下	公共施設 道路を除く	道路
No1	早川町	奈良田、清岡	有	無	有	34	34	無			8				県道
No2	早川町	奈良田、寺子屋	有	無	無	10	10	一部概成			5				県道
No3	早川町	奈良田、日影草里	無	無	有	6	6	未成				2			県道
No4	早川町	西山、白沢	無	無	無	15	14	無			8				県道
No5	早川町	上湯島、椈平	無	無	有	1	1	無				1			県道
No6	早川町	上湯島、南ノ上	無	無	無	8	8	無		20					県道
No7	早川町	上湯島、上湯島下	無	無	無	11	11	無				3	1		県道
No8	早川町	下湯島、下湯島	無	無	無	4	4	無			6				市町村
No9	早川町	新倉、山向	有	無	無	5	5	一部概成				4			県道
No10	早川町	新倉、山向	無	無	有	5	5	無				4			県道
No11	早川町	茂倉、外向	有	無	無	4	4	概成		15			1		市町村
No12	早川町	茂倉、外向	有	無	有	8	8	未成		15			1		市町村
No13	早川町	茂倉、ナツウ堀	有	無	無	4	4	無		27					市町村
No14	早川町	茂倉、ナツウ堀	無	無	有	6	6	無		27					市町村
No15	早川町	都川、肩背	無	無	無	12	12	無			7		1		県道
No16	早川町	草塩、京ヶ島	無	無	無	11	11	無		28					市町村
No17	早川町	薬袋、中島	無	無	無	2	2	無				3			市町村
No18	早川町	塩ノ上、京ヶ島	無	無	無	11	11	無		34					市町村
No19	早川町	塩ノ上、播磨沢	有	無	無	5	3	無		16					市町村
No20	早川町	塩ノ上、播磨沢	無	無	有	11	11	無							市町村
No21	早川町	薬袋、太平	有	無	無	1	1	無				4			市町村
No22	早川町	柳島、大上双里	無	無	有	1	1	無							県道
No23	早川町	西畑、鳥屋	有	無	無	4	4	一部概成			5				市町村
No24	早川町	西畑、鳥屋	有	無	無	1	1	概成							県道

番号	市町村	大字、字	保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	調査地区	危険地区	治山事業 進捗状況	人家 50戸以上	人家 49～ 10戸	人家 9～ 5戸	人家 4戸以下	公共施設 道路を除く	道路
No25	早川町	西畑、下見原	無	無	無	6	6	無			6			県道
No26	早川町	西畑、大久保山	無	無	無	2	2	無						県道
No27	早川町	西畑、馬場	無	無	無	3	3	無		23			1	県道
No28	早川町	西畑、細野	無	無	無	2	2	無				3		林道
No29	早川町	角瀬、栃原山	有	無	有	14	14	一部概成		30				県道
No30	早川町	角瀬、栃原山	有	無	有	12	12	概成		30				県道
No31	早川町	赤沢、赤沢	無	無	有	2	2	無						市町村
No32	早川町	赤沢、赤沢	無	無	無	2	2	未成						市町村
No33	早川町	小縄、大垣外	有	無	無	6	6	概成		22				県道
No34	早川町	初鹿島、思房	無	無	無	5	5	未成						県道
No35	早川町	樽平、天神沢	無	無	無	7	7	無						市町村
No36	早川町	笹走、引切	有	無	無	2	2	無						市町村
No37	早川町	うっこし	無	無	有	9	9	無						林道
No38	早川町	奈良田、三ツ滝山	有	無	無	7	7	無						県道
No39	早川町	湯島、上ノ山	無	無	無	10	10	無						県道
No40	早川町	湯島、沼	有	無	無	13	13	無						県道
No41	早川町	新倉、西草里道上	無	無	有	19	18	無					1	県道
No42	早川町	尾畑、上柳島	無	無	有	5	5	概成				4		町道
No43	早川町	新倉、胡桃沢	無	無	有	3	3	無				4		町道

I. 防災関連条例

II. 防災関連法令

III. その他

IV. 災害危険箇所

V. 様式他

5. 雪崩危険箇所表

カウント	箇所名	郡市	市町村名	大字	字	人家戸数
1	奈良田の 1	南巨摩郡	早川町	奈良田		31
2	奈良田の 2	南巨摩郡	早川町	奈良田		31
3	開運の 1	南巨摩郡	早川町	湯島	白沢	2
4	開運の 2	南巨摩郡	早川町	湯島	白沢	2
5	西山温泉の 1	南巨摩郡	早川町	湯島	清岡	2
6	菓袋の 1	南巨摩郡	早川町	菓袋		52
7	千須和の 2	南巨摩郡	早川町	千須和		14
8	老平	南巨摩郡	早川町	雨畑	老平	29
9	馬場	南巨摩郡	早川町	雨畑	馬場	19
10	雨畑	南巨摩郡	早川町	雨畑	雨畑	67
11	室草里	南巨摩郡	早川町	雨畑	室草里	9
12	久田子	南巨摩郡	早川町	雨畑	久田子	14
13	高住	南巨摩郡	早川町	高住		6
14	上大島の 1	南巨摩郡	早川町	大島	上大島	15
15	角瀬の 1	南巨摩郡	早川町	高住	角瀬	9
16	角瀬の 2	南巨摩郡	早川町	高住	角瀬	46
17	羽衣の 1	南巨摩郡	早川町	赤沢	新道	8
18	赤沢	南巨摩郡	早川町	赤沢	赤沢	36
19	小縄	南巨摩郡	早川町	小縄		28
20	初鹿島	南巨摩郡	早川町	初鹿島	初鹿島	13
21	開運の 3	南巨摩郡	早川町	奈良田		0
22	開運の 4	南巨摩郡	早川町	奈良田		18
23	奈良田湖	南巨摩郡	早川町	奈良田		0
24	清岡	南巨摩郡	早川町	湯島	清岡	2
25	広河原	南巨摩郡	早川町	新倉	広河原	0
26	新倉の 3	南巨摩郡	早川町	新倉	新倉	1
27	新倉の 4	南巨摩郡	早川町	新倉	新倉	1
28	新倉の 5	南巨摩郡	早川町	新倉	新倉	20
29	塩島の 2	南巨摩郡	早川町	大原野	塩島	11
30	保の 2	南巨摩郡	早川町	保		9
31	羽衣の 2	南巨摩郡	早川町	赤沢	新道	11
32	白糸滝	南巨摩郡	早川町	赤沢	新道	3
33	角瀬の 3	南巨摩郡	早川町	高住	角瀬	8

カウント	箇所名	郡市	市町村名	大字	字	人家戸数
34	板草里	南巨摩郡	早川町	高住	板草里	8
35	上大島の2	南巨摩郡	早川町	大島	上大島	19
36	西山温泉の2	南巨摩郡	早川町	湯島	清岡	3
37	上湯島の1	南巨摩郡	早川町	湯島	上湯島	35
38	上湯島の2	南巨摩郡	早川町	湯島	上湯島	38
39	下湯島の1	南巨摩郡	早川町	湯島	下湯島	47
40	下湯島の2	南巨摩郡	早川町	湯島	下湯島	47
41	新倉の1	南巨摩郡	早川町	新倉	新倉	92
42	新倉の2	南巨摩郡	早川町	新倉	新倉	91
43	茂倉	南巨摩郡	早川町	新倉	茂倉	69
44	大原野	南巨摩郡	早川町	大原野	大原野	12
45	塩島の1	南巨摩郡	早川町	大原野	塩島	19
46	中州	南巨摩郡	早川町	大原野	中州	51
47	早川の1	南巨摩郡	早川町	早川		48
48	黒桂西之宮	南巨摩郡	早川町	黒桂		50
49	白石	南巨摩郡	早川町	西之宮	白石	17
50	保の1	南巨摩郡	早川町	保		79
51	草塩	南巨摩郡	早川町	草塩		80
52	大久保	南巨摩郡	早川町	塩ノ上	大久保	12
53	塩ノ上	南巨摩郡	早川町	塩ノ上		9
54	笹走	南巨摩郡	早川町	笹走		8
55	古屋	南巨摩郡	早川町	藁袋	古屋	17
56	千須和の1	南巨摩郡	早川町	千須和		22
57	樽坪の1	南巨摩郡	早川町	樽坪		27
58	山吹	南巨摩郡	早川町	樽坪	山吹	3
59	戸川の1	南巨摩郡	早川町	雨畑	戸川	5
60	戸川の2	南巨摩郡	早川町	雨畑	戸川	7
61	原村	南巨摩郡	早川町	雨畑	原村	6
62	吉沢	南巨摩郡	早川町	雨畑	吉沢	0
63	長畑	南巨摩郡	早川町	雨畑	長畑	4
64	西山温泉の3	南巨摩郡	早川町	湯島	清岡	0
65	西山温泉の4	南巨摩郡	早川町	湯島	清岡	1
66	岩屋神社	南巨摩郡	早川町	湯島	上湯島	1
67	早川の2	南巨摩郡	早川町	早川		2
68	八幡大神	南巨摩郡	早川町	京ヶ島		4
69	下柳島	南巨摩郡	早川町	保	下柳島	4

I. 防災関連条例

II. 防災関連法令

III. その他

IV. 災害危険箇所

V. 様式他

カウント	箇所名	郡市	市町村名	大字	字	人家戸数
70	上柳島	南巨摩郡	早川町	保	上柳島	2
71	柳島	南巨摩郡	早川町	大島	神南	2
72	七面大明神	南巨摩郡	早川町	樽坪		1
73	高住	南巨摩郡	早川町	高住	高住	4
74	中ノ島	南巨摩郡	早川町	藁袋	中ノ島	2
75	下見原	南巨摩郡	早川町	雨畑	下見原	2
76	細野の1	南巨摩郡	早川町	雨畑	細野	3
77	細野の2	南巨摩郡	早川町	雨畑	細野	1
78	稲又の1	南巨摩郡	早川町	雨畑	稲又	4
79	稲又の2	南巨摩郡	早川町	雨畑	稲又	4
80	室草里	南巨摩郡	早川町	雨畑	室草里	2

6. 重要水防区域一覧表

河川名	重要水防箇所・位置	左右別岸	延長(m)	重要度		水防倉庫
				階級	種別	
早川	樽坪・鷺尾橋下	左	80	A	護岸洗掘	第1水防倉庫
春木川	高住・部落下	左	100	B	堤防高不足	〃
濃田川	葉袋・濃田川橋上流	右	150	B	〃	〃
早川	葉袋・古屋太田橋上流	左	100	B	〃	〃
〃	大島・下大島中之島橋上下流	右	30	B	〃	〃
〃	葉袋・中之島橋上下流	左	100	A	〃	〃
雨畑川	大島・上大島部落下	左	50	A	〃	〃
保川	西之宮・白石万年橋上下流	左	85	A	〃	第2水防倉庫
早川	早川・前河原先	左	100	A	〃	〃
〃	新倉・前河原	左	100	B	〃	〃
湯川	湯島・湯川橋上下流	右 左	50 50	A A	〃	〃
早川	奈良田・部落下	左	100	A	〃	〃

I. 防災関連条例

II. 防災関連法令

III. その他

IV. 災害危険箇所

V. 様式他

7. 土砂災害警戒区域、特別警戒区域一覧表

市町村名	自然現象の種類	区域名	特別警戒区域 を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
早川町	急傾斜地の崩壊	奈良田の1	○	奈良田	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	奈良田の2	○	奈良田	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	奈良田の3-1	○	奈良田	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	奈良田の3-2	○	奈良田	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	奈良田の3-3	○	奈良田	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	白沢	○	湯島	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	清岡の1	○	湯島	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	清岡の2	○	湯島	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	上湯島の1	○	湯島	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	上湯島の2-1	○	湯島	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	上湯島の2-2	○	湯島	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	上湯島の3-1	○	湯島	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	上湯島の3-2	○	湯島	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	下湯島の1	○	湯島	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	下湯島の2	○	湯島	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	茂倉の1	○	新倉	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	茂倉の2	○	新倉	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	新倉の1	○	新倉	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	新倉の2	○	新倉	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	新倉の3-1	○	新倉	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	新倉の3-2	○	新倉	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	中州の1	○	大原野	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	中州の2-1	○	大原野	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	中州の2-2	○	大原野	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	大原野	○	大原野	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	塩島の1	○	大原野	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	塩島の2	○	大原野	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	西之宮-1	○	西之宮	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	西之宮-2	○	西之宮	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	西之宮-3	○	西之宮	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	白石の1-1	○	西之宮	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	白石の1-2	○	西之宮	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	白石の2	○	西之宮	平成19年9月10日	329

市町村名	自然現象の種類	区域名	特別警戒区域 を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
早川町	急傾斜地の崩壊	古屋	○	葉袋	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	大島の3	○	雨畑	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	戸屋	○	雨畑	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	久田子-1	○	雨畑	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	久田子-2	○	雨畑	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	馬場	○	雨畑	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	老平	○	雨畑	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	北村の1	○	雨畑	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	雨畑の1・北村 の3	○	雨畑	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	雨畑の2・原村	○	雨畑	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	室草里	○	雨畑	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	葉袋	○	葉袋	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	小縄-1	○	小縄	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	小縄-2	○	小縄	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	小縄-3	○	小縄	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	小縄-4	○	小縄	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	小縄-5	○	小縄	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	小縄-6	○	小縄	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	柿島	○	千須和	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	千須和-1	○	千須和	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	千須和-2	○	千須和	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	樽坪の1-1	○	樽坪	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	樽坪の1-2	○	樽坪	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	樽坪の2-1	○	樽坪	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	樽坪の2-2	○	樽坪	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	山吹	○	樽坪	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	初鹿島の1	○	初鹿島	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	初鹿島の2	○	初鹿島	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	夏秋-1	○	初鹿島	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	夏秋-2	○	初鹿島	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	夏秋-3	○	初鹿島	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	戸川の1	○	雨畑	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	戸川の2	○	雨畑	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	戸川の3	○	雨畑	平成19年9月10日	329

I. 防災関連条例

II. 防災関連法令

III. その他

IV. 災害危険箇所

V. 様式他

市町村名	自然現象の種類	区域名	特別警戒区域 を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
早川町	急傾斜地の崩壊	下見原の1	○	雨畑	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	下見原の2	○	雨畑	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	北村の2	○	雨畑	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	長畑	○	雨畑	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	差越	○	初鹿島	平成19年9月10日	329
早川町	急傾斜地の崩壊	早川	○	早川	平成23年3月10日	92
早川町	急傾斜地の崩壊	保-1	○	保	平成23年3月10日	92
早川町	急傾斜地の崩壊	保-3	○	保	平成23年3月10日	92
早川町	急傾斜地の崩壊	保-4	○	保	平成23年3月10日	92
早川町	急傾斜地の崩壊	保-5	○	保	平成23年3月10日	92
早川町	急傾斜地の崩壊	草塩・京ヶ島	○	草塩	平成23年3月10日	92
早川町	急傾斜地の崩壊	塩之上-1	○	塩之上	平成23年3月10日	92
早川町	急傾斜地の崩壊	塩之上-2	○	塩之上	平成23年3月10日	92
早川町	急傾斜地の崩壊	大島の1	○	大島	平成23年3月10日	92
早川町	急傾斜地の崩壊	高住の1-1	○	高住	平成23年3月10日	92
早川町	急傾斜地の崩壊	高住の1-2	○	高住	平成23年3月10日	92
早川町	急傾斜地の崩壊	高住の1-3		高住	平成23年3月10日	92
早川町	急傾斜地の崩壊	高住の1-4	○	高住	平成23年3月10日	92
早川町	急傾斜地の崩壊	角瀬	○	高住	平成23年3月10日	92
早川町	急傾斜地の崩壊	板草里-1	○	高住	平成23年3月10日	92
早川町	急傾斜地の崩壊	板草里-2	○	高住	平成23年3月10日	92
早川町	急傾斜地の崩壊	板草里-3		高住	平成23年3月10日	92
早川町	急傾斜地の崩壊	板草里-4		高住	平成23年3月10日	92
早川町	急傾斜地の崩壊	赤沢-1	○	赤沢	平成23年3月10日	92
早川町	急傾斜地の崩壊	赤沢-2	○	赤沢	平成23年3月10日	92
早川町	急傾斜地の崩壊	赤沢-3		赤沢	平成23年3月10日	92
早川町	急傾斜地の崩壊	赤沢-4	○	赤沢	平成23年3月10日	92
早川町	急傾斜地の崩壊	赤沢-5	○	赤沢	平成23年3月10日	92
早川町	急傾斜地の崩壊	赤沢-6	○	赤沢	平成23年3月10日	92
早川町	急傾斜地の崩壊	赤沢-7	○	赤沢	平成23年3月10日	92
早川町	急傾斜地の崩壊	赤沢-8	○	赤沢	平成23年3月10日	92
早川町	急傾斜地の崩壊	赤沢-9	○	赤沢	平成23年3月10日	92
早川町	急傾斜地の崩壊	赤沢-10		赤沢	平成23年3月10日	92
早川町	急傾斜地の崩壊	赤沢-11	○	赤沢	平成23年3月10日	92
早川町	急傾斜地の崩壊	羽衣の1-1	○	赤沢	平成23年3月10日	92

市町村名	自然現象の種類	区域名	特別警戒区域 を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
早川町	急傾斜地の崩壊	羽衣の 1-2	○	赤沢	平成 23 年 3 月 10 日	92
早川町	急傾斜地の崩壊	羽衣の 1-3	○	赤沢	平成 23 年 3 月 10 日	92
早川町	急傾斜地の崩壊	羽衣の 1-4	○	赤沢	平成 23 年 3 月 10 日	92
早川町	急傾斜地の崩壊	羽衣の 2-1	○	赤沢	平成 23 年 3 月 10 日	92
早川町	急傾斜地の崩壊	羽衣の 2-2		赤沢	平成 23 年 3 月 10 日	92
早川町	急傾斜地の崩壊	羽衣の 2-3	○	赤沢	平成 23 年 3 月 10 日	92
早川町	急傾斜地の崩壊	羽衣の 2-4	○	赤沢	平成 23 年 3 月 10 日	92
早川町	急傾斜地の崩壊	羽衣の 2-5	○	赤沢	平成 23 年 3 月 10 日	92
早川町	急傾斜地の崩壊	羽衣の 2-6	○	赤沢	平成 23 年 3 月 10 日	92
早川町	急傾斜地の崩壊	下柳島-1	○	保	平成 23 年 3 月 10 日	92
早川町	急傾斜地の崩壊	下柳島-2	○	保	平成 23 年 3 月 10 日	92
早川町	急傾斜地の崩壊	神南小路	○	大島	平成 23 年 3 月 10 日	92
早川町	急傾斜地の崩壊	高住の 2	○	高住	平成 23 年 3 月 10 日	92
早川町	急傾斜地の崩壊	高住の 3	○	高住	平成 23 年 3 月 10 日	92
早川町	急傾斜地の崩壊	笹走	○	笹走	平成 23 年 3 月 10 日	92
早川町	急傾斜地の崩壊	大島の 2-1	○	大島	平成 23 年 3 月 10 日	92
早川町	急傾斜地の崩壊	大島の 2-2		大島	平成 23 年 3 月 10 日	92
早川町	急傾斜地の崩壊	大島の 2-3	○	大島	平成 23 年 3 月 10 日	92
早川町	急傾斜地の崩壊	雨畑の 1-2	○	雨畑	平成 23 年 7 月 25 日	293
早川町	土石流	初鹿島川右支	○	初鹿島	平成 19 年 9 月 10 日	329
早川町	土石流	初鹿島川	○	初鹿島	平成 19 年 9 月 10 日	329
早川町	土石流	雨畑沢	○	雨畑	平成 19 年 9 月 10 日	329
早川町	土石流	下西之宮沢		西之宮	平成 19 年 9 月 10 日	329
早川町	土石流	蕨沢	○	西之宮	平成 19 年 9 月 10 日	329
早川町	土石流	下黒桂沢	○	西之宮	平成 19 年 9 月 10 日	329
早川町	土石流	黒桂沢	○	西之宮	平成 19 年 9 月 10 日	329
早川町	土石流	濁沢	○	広河原	平成 19 年 9 月 10 日	329
早川町	土石流	南別当沢	○	上湯島	平成 19 年 9 月 10 日	329
早川町	土石流	別当沢		上湯島	平成 19 年 9 月 10 日	329
早川町	土石流	南上湯島沢	○	上湯島	平成 19 年 9 月 10 日	329
早川町	土石流	奈良田沢		奈良田	平成 19 年 9 月 10 日	329
早川町	土石流	湊沢	○	下湯沢	平成 19 年 9 月 10 日	329
早川町	土石流	上中州沢	○	中州	平成 19 年 9 月 10 日	329
早川町	土石流	中州沢	○	中州	平成 19 年 9 月 10 日	329
早川町	土石流	大原野沢	○	中州	平成 19 年 9 月 10 日	329

I. 防災関連条例

II. 防災関連法令

III. その他

IV. 災害危険箇所

V. 様式他

市町村名	自然現象の種類	区域名	特別警戒区域 を含む区域	概ねの位置 (大字)	告示日	告示 番号
早川町	土石流	千須和沢	○	千須和	平成19年9月10日	329
早川町	土石流	樽坪沢	○	樽坪	平成19年9月10日	329
早川町	土石流	差越沢	○	差越	平成19年9月10日	329
早川町	土石流	埋沢川	○	小縄	平成19年9月10日	329
早川町	土石流	上女滝沢	○	雨畑	平成19年9月10日	329
早川町	土石流	女滝沢	○	雨畑	平成19年9月10日	329
早川町	土石流	上湯島沢	○	上湯島	平成19年9月10日	329
早川町	土石流	薬袋沢	○	薬袋	平成19年9月10日	329
早川町	土石流	薬袋沢左支	○	薬袋	平成19年9月10日	329
早川町	土石流	板草里沢	○	板草里	平成19年9月10日	329
早川町	土石流	雄滝沢	○	羽衣	平成19年9月10日	329
早川町	土石流	金骨沢	○	西之宮	平成19年9月10日	329
早川町	土石流	芹沢	○	新倉	平成19年9月10日	329
早川町	土石流	塩島沢	○	塩島	平成19年9月10日	329
早川町	土石流	南山沢	○	塩島	平成19年9月10日	329
早川町	土石流	千須和沢の2	○	千須和	平成19年9月10日	329
早川町	土石流	樽坪沢右支	○	樽坪	平成19年9月10日	329
早川町	土石流	湯川	○	湯島	平成23年3月10日	92
早川町	土石流	茂倉沢	○	新倉・大野 原	平成23年3月10日	92
早川町	土石流	新宮川-1		大原野	平成23年3月10日	92
早川町	土石流	新宮川-2	○	大原野	平成23年3月10日	92
早川町	地滑り	塩之上-1		塩之上	平成19年9月10日	329
早川町	地滑り	塩之上-2		塩之上	平成19年9月10日	329
早川町	地滑り	塩之上-3		塩之上	平成19年9月10日	329
早川町	地滑り	塩之上-4		塩之上	平成19年9月10日	329
早川町	地滑り	小縄-1		小縄	平成19年9月10日	329
早川町	地滑り	小縄-2		小縄	平成19年9月10日	329
早川町	地滑り	小縄-3		小縄	平成19年9月10日	329
早川町	地滑り	小縄-4		小縄	平成19年9月10日	329
早川町	地滑り	赤沢-1		高住	平成19年9月10日	329
早川町	地滑り	赤沢-2		高住	平成19年9月10日	329
早川町	地滑り	赤沢-3		高住	平成19年9月10日	329

V. 様式他

1. 山梨県水道災害危機管理マニュアル（様式）

様式－1

災害発生報告書

（震度4以上の地震を観測した場合は、該当する項目に記入し、被害の有無に係わらず、速やかに管轄保健所までご連絡ください。）

市町村	市・町・村・企業団			発信時刻	年	月	日
企業団名	発信者				AM/PM	時	分
連絡先 (現在利用可能回線)	TEL	()	-		保健所 受信者		
	FAX	()	-				
被害発生の有無 被害発生あり ・ 被害発生なし 《被害が発生した場合は、以下を記入してください。》							
断減水の発生状況 あり ・ なし 《ありの場合は、把握している状況について記入してください。》 断減水地区 影響人口 約 人							
事務所（連絡先）の状況							
① 電源 正常 ・ 異常 《停電している場合は以下を記入してください。》 自家発電設備は、稼働中 ・ 稼働していない ・ 設備なし							
② 有線（電話回線） 正常 ・ 異常							
水道施設の状況							
① 取水施設・浄水場・配水池等の主要施設の状況 異常なし ・ 事故発生 ・ 確認不能 《事故が発生している場合、該当する事故を○で囲んでください。》 事故発生施設 取水施設 ・ 浄水場 ・ 配水池 ・ その他 () 事故の状況 停電（自家発電稼働・自家発電不能）・ 計器類の異常 ・ 連絡不能 ポンプ設備の停止 ・ 浄水池水位の低下 ・ 配水池水位の低下 その他 ()							
② 緊急遮断弁の稼働状況 稼働なし ・ 一部で稼働 ・ 全面的に稼働 ・ 施設なし							
③ 主要管路の状況 被害あり ・ 被害なし ・ 確認不能							
応援要請の有無 要請必要 ・ 要請不要 ・ 有無の判断不明							
その他特記事項							

I. 防災関連条例

II. 防災関連法令

III. その他

IV. 災害危険箇所

V. 様式他

災害概況報告書

(地震による被害があった場合は、該当する項目に記入し、
災害発生後3日以内に、管轄保健所までご連絡ください。)

市町村	市・町・村・企業団				連絡先	TEL () ()	FAX () ()	発信時刻	年 月 日	
企業団名	発信者				<small>(不明可能同様)</small>			AM/PM	時 分	
断減水の状況										
水道名	現在給水人口 (人)	影響世帯数 (世帯)	影響人口 (人)	断減水の状況		施設の被害状況		応急対策の状況	復旧の見込み	概算復旧金額
				減水状況	断水状況	施設名	被災状況			

影響世帯数：断減水により影響を受けると推定される世帯数
 影響人口：断減水により影響を受けると推定される人口
 減水状況：高台〇〇戸〇時間、〇%減水等
 断水状況：〇月〇日〇時～断水中 〇時間断水 等
 被害状況：把握している範囲で詳細に
 応急対策：応急給水（給水車〇台出動、〇〇町より〇m3/日分水等）や応急復旧の状況

受理年月日	年 月 日
受理者	

応援要請FAX様式（市町村）

（応援要請が必要な場合は、必要事項を記入し、
管轄保健所までご連絡ください。）

市町村	市・町・村・企業団			発信時刻	年	月	日
企業団名	発信者				AM/PM	時	分
連絡先 <small>（現在利用可能回線）</small>		TEL	（ ）	—	保健所 受信者		
		FAX	（ ）	—			
応急給水計画							
拠点給水	給水車 <small>（タワ積載車両含む）</small>	ポリタンク ・ポリ袋		応急給水人員		期 間	
箇所	台	個	袋	職員	人	日	
				外部	人		
応援要請							
① 応急給水		→	必要	・	不要		
② 応急復旧		→	必要	・	不要		
他機関へ要請済みの場合 応援先の事業体名							
① 応急給水用 資機材・人員 <small>（今回要請分のみ）</small>	給水車	台/日		m3分			
	必要人員	人		日間			
	ポリタンク等	個	（ ）	袋			
② 応急復旧用 資機材・人員 <small>（今回要請分のみ）</small>	必要人員	人		日間			
	必要な資機材、工具		個数				

I. 防災関連条例

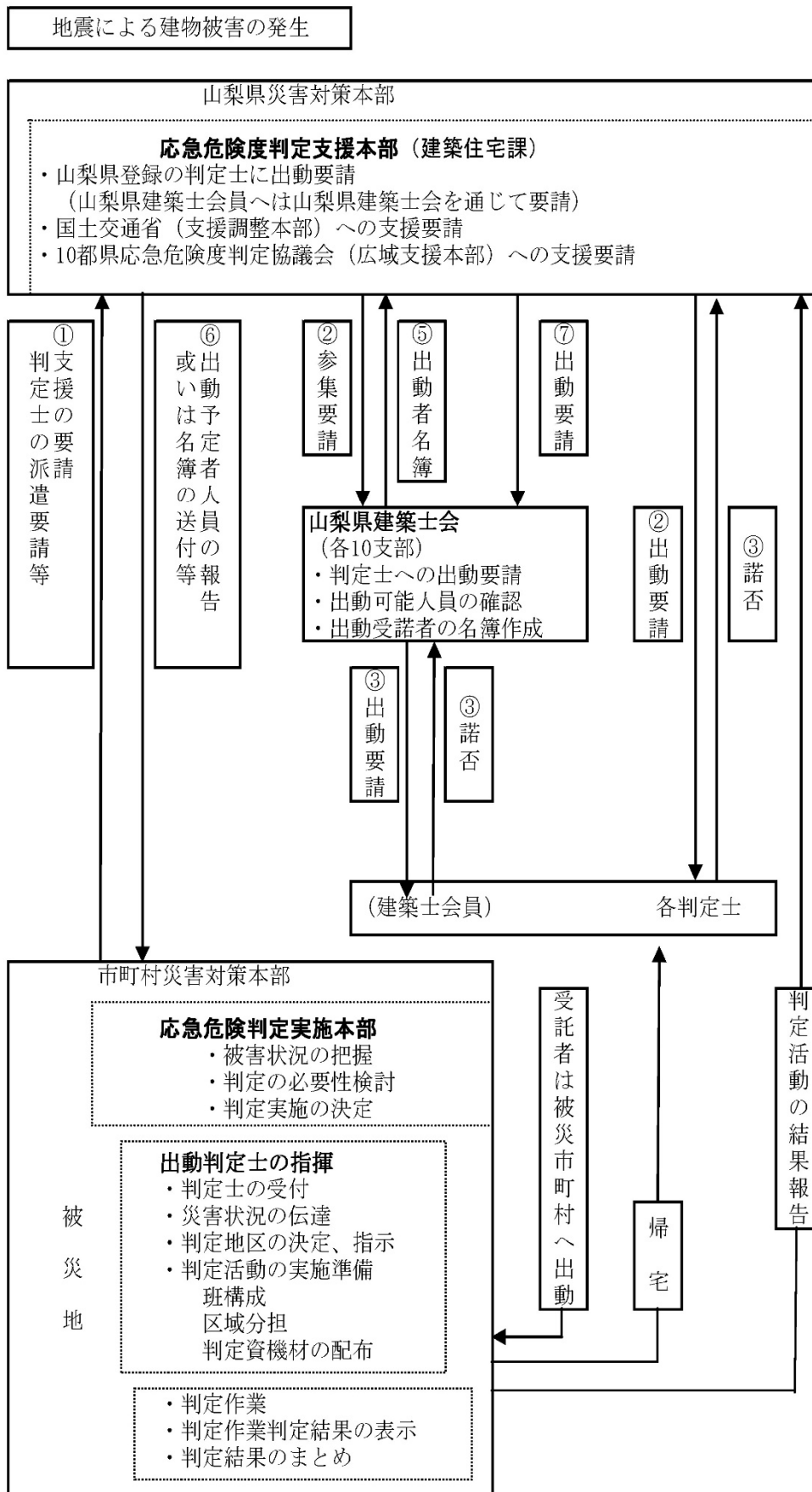
II. 防災関連法令

III. その他

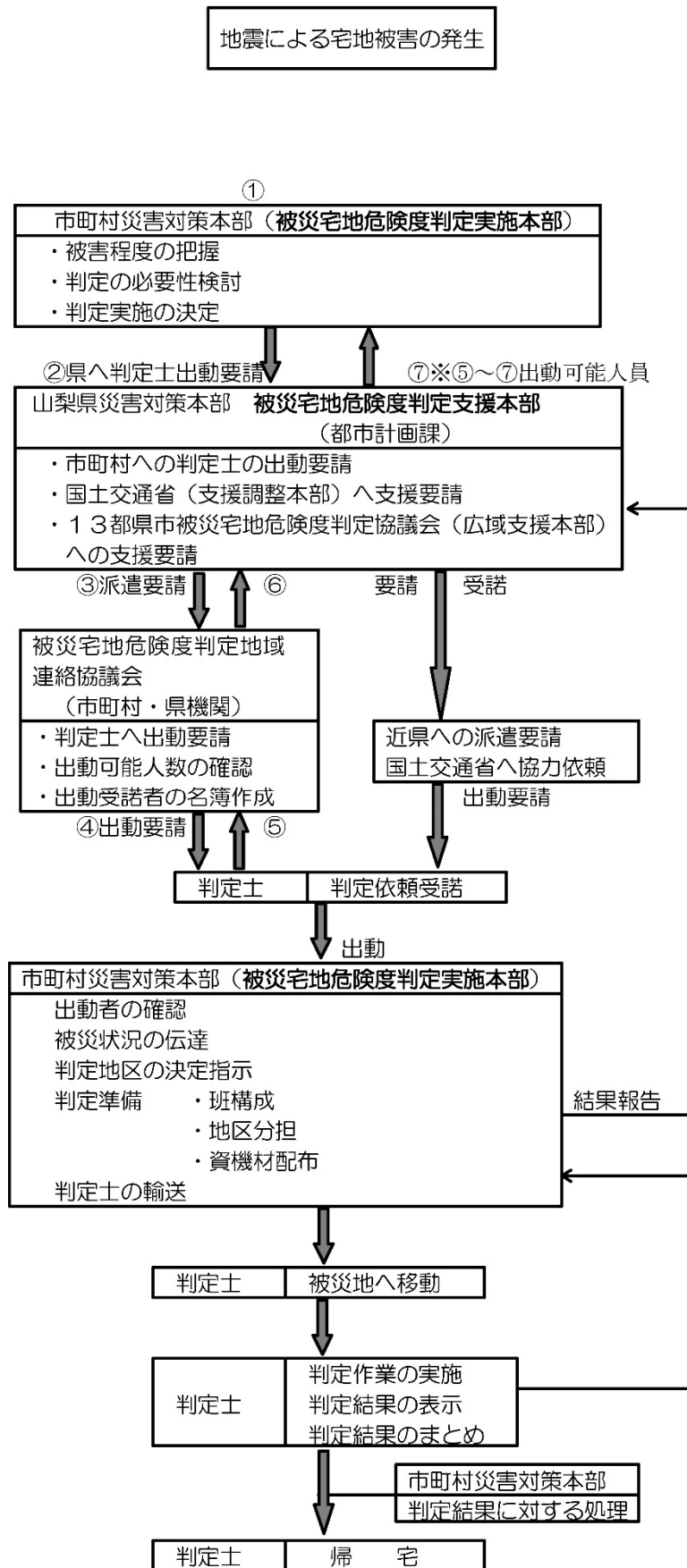
IV. 災害危険箇所

V. 様式他

2. 被災建築物 応急危険度判定フロー



3. 被災宅地判定フロー



I. 防災関連条例

II. 防災関連法令

III. その他

IV. 災害危険箇所

V. 様式他

4. 下湯島地区地区防災計画

下湯島地区 地区防災計画(案)

(作成年月：令和2年3月)

1. 基本方針

自然豊かな下湯島地区での営みのため、これまでの経験を活かしつつ、下湯島地区に於じた防災計画を皆で考えます。

2. 地区の特性

(自然特性)

- ・地区のほとんどが土砂災害警戒区域に指定されており、がけの上部には、大きな石がごろごろしています。
- ・早川の増水による浸水のおそれはほとんどありません。
- ・地区外へ通じる県道は、降雨時、通行止めになるほか、崩れるおそれがあります。

(社会特性)

- ・普段から住民同二のつながりがあり、いざというときも協力できます。
- ・自分で動くことのできない人はほとんどいませんが、屋間に車で移動できる人は限られています。

(防災に向けた私たちの取組み)

- ・想定される災害として、土砂災害を対象とします。

- ① 涸沢からの土石流
- ② 蓮定寺裏のがけ崩れ

3. 防災活動の内容

(事前の準備)

- ・土砂災害に関し、平時より定期的に地区内で話題とします。
- 月3回の集会や総会の機会などを活用し、日頃から防災に関する話題を共有します。
- 防災マップなどは、自宅、公民館、蓮定寺など日頃から目にするとところに貼り出します。

(強い雨が予想される場合)

- ・NHK などによる気象情報、防災行政無線や住民同士の電話連絡などによる防災情報を活用します。
- ・早川町からの情報や危ないと感じたこと、雨風の状況に不安に感じる場合などは、身近な人や民生委員さん、区長さんなどと電話などで連絡を取り合い、区長さんを中心に共有します。
- ・豪雨の中での避難は危険なので、早めに、〇〇さん宅や土砂災害警戒区域の外へ移動する、間に合わない場合は2階や山から離れた部屋などに移動するなど行動します。
- ・早川町と連携して、私たちの命を守る避難行動を目指します。

4. 防災に関する経験の継承・計画の見直し

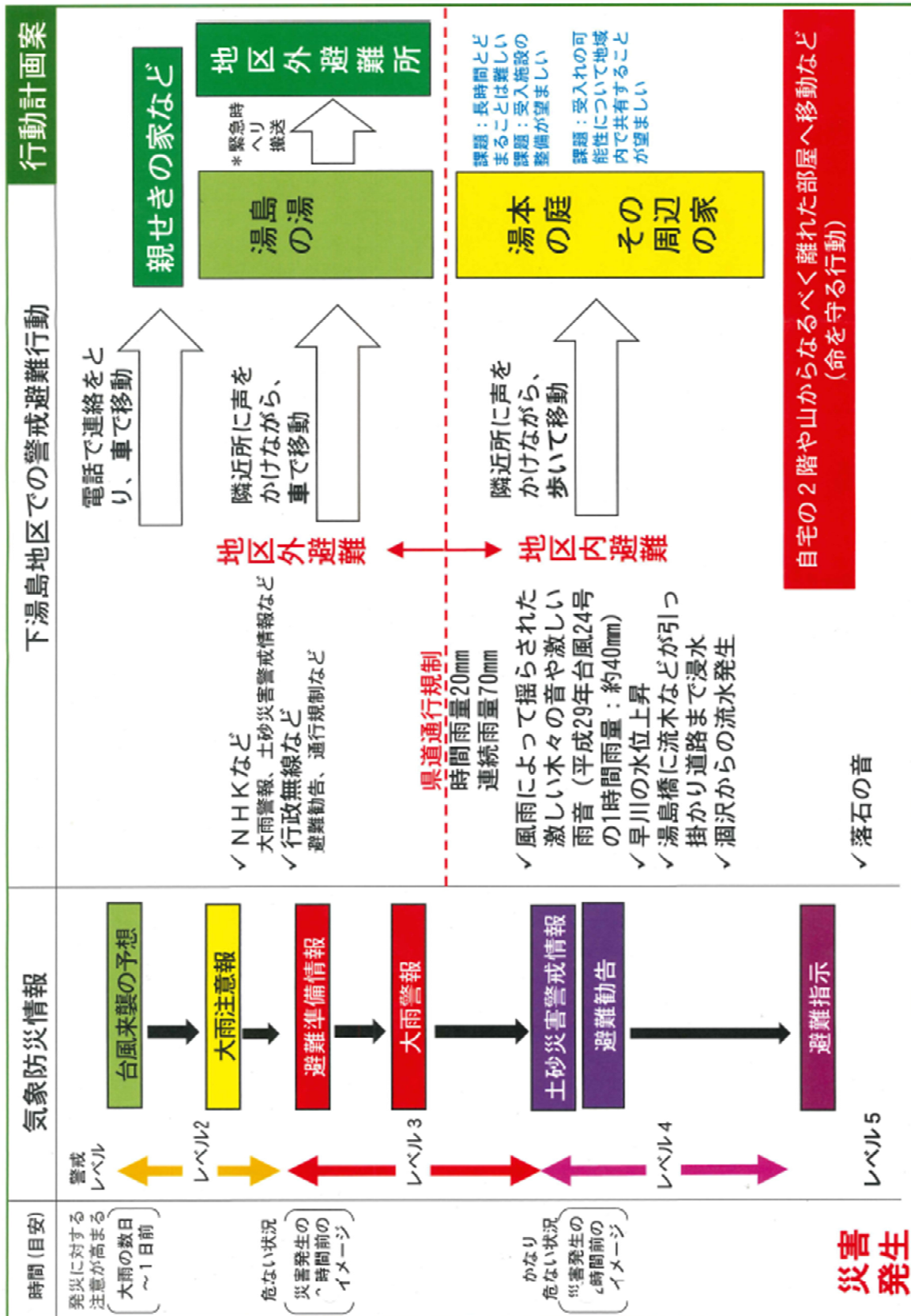
- ・災害の記憶や経験が薄れるなか、下湯島地区や近隣エリアの将来の世代のため、伊勢湾台風や昭和57年など、養雨のときの経験を継承します。
- ・以下などをきっかけに適宜、計画を見直します。
 - 避難の際の隣近所への声掛けや、防災行政無線を使った連絡など、火災訓練等と併せて実施する防災訓練
 - 必要に応じ土砂災害の防災情報について助言ができる専門家や、行政機関に紹介してもらおうなど、防災意識の向上の取組み

(相談先)

- 早川町役場 総務課 電話：0556-45-2511 (代表)
- 山梨県峡南建設事務所 電話：0556-62-9062
- 富士川砂防事務所早川出張所 電話：0556-45-2319

付属資料:

- ・下湯島地区の避難行動計画・わたしの避難行動計画
- ・下湯島地区の防災マップ



早川町地域防災計画

令和3年3月 発行

発行 早川町役場総務課
〒409-2732 山梨県南巨摩郡早川町高住 758 番地
電話 0556 (45) 2511

策定支援 株式会社オリエンタルコンサルタンツ
